



宇美町

平成31年3月

・・・・・・・・ごあいさつ・・・・・・・・

宇美町は、豊かな自然と多くの歴史的遺産を有する魅力溢れる町で、来る2020年には、町制が施行されてから100周年という大きな節目を迎えます。

地方創生の気運が高まる中、本町は、「ひとが輝き！ 地域が輝き!! まちが輝く!!! 元気なまちづくり」を基本理念とした第6次宇美町総合計画（計画期間 2015年度～2022年度）に基づき、町の将来像である「ともに創る 自然とにぎわいが融合したまち・宇美」の実現に向け、様々な施策や事業を推進しているところです。その中で、計画期間である8年間で4年区切りで前期と後期に分け、様々な施策・事業を緊急性や重要性等を勘案しながら、各期の実践計画に位置付けてきました。



前期実践計画（2015年度～2018年度）では、小学校区コミュニティ運営協議会の新設や自治活動の促進、教育や子育て支援の充実、健康及び福祉の充実、スポーツ・文化活動の振興、防災・防犯等安全安心の確保に向けた条件整備、生活インフラの整備、特産品の研究開発等々、町の将来の発展に欠くことができない、そしてまた、ふるさとを守り、未来の世代に引き継いでいくための取組を進め、その基盤づくりに努めてきたところです。

この度策定した後期実践計画（2019年度～2022年度）では、頻発する大規模災害への備えとして、防災・減災対策の強化をはじめ、少子高齢化の進行や情報化の進展、人口減少など、今日の社会情勢の急激な変化を踏まえ、限られた財源を有効活用しながら、適切かつ的確にこれらの課題に対処していくことが強く求められているところです。

まちづくりに終わりはありません。この後期実践計画は、第6次宇美町総合計画の集大成として、また、次の第7次総合計画への橋渡しという意味からも、重要な計画になるものと思っています。そのため、先般の前期実践計画における実践を基礎として、様々な取組の充実拡充を図っていきたいと考えています。加えて、事業の重点化・選別化を図りながら、選択と集中による行財政運営を行い、まちの活力の源である「ひと」が輝くことで「地域」が、そして「まち」が輝き、「このまちに住みたい、住んで良かった」と思えるまちづくりを、町民の皆さまとともに更に進めてまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました宇美町総合計画審議会の安川博会長様をはじめ委員の皆様、町民意識調査やパブリックコメント等を通して貴重なご意見をお寄せいただきました町民の皆様、町議会、関係者の皆様、心から厚くお礼申し上げます。

平成31年3月

宇美町長 木原 忠

もくじ

第6次宇美町総合計画の基本構想の体系図	1
---------------------	---

第1部 序論

第1章 後期実践計画の策定にあたって	5
1 後期実践計画策定の趣旨	5
2 後期実践計画の基本的な考え方	5
3 総合計画全体の構成と期間	6
第2章 宇美町を取り巻く環境の変化	7
1 時代の潮流	7
(1)人口減少・少子高齢化の進行	7
(2)安全・安心に対する住民意識の高揚	7
(3)環境問題への意識の高まり	8
(4)社会資本の老朽化などへの対応	8
(5)住民参画と共働意識の高まり	8
(6)地方自治新時代の到来	8
(7)まち・ひと・しごと創生法による地方創生と総合計画の関係(宇美町総合戦略)	9
2 宇美町の現状	10
(1)人口	10
(2)財政状況(「宇美町財政改革推進プラン」より)	12

第2部 後期実践計画

第1章 重点施策	15
第2章 基本目標を達成するための施策	16
後期実践計画の解説	16
後期実践計画(2019年度～2022年度)の施策体系	17
基本目標① 共働による活力あるまち	19
施策1-1 共働の推進	20
施策1-2 地域コミュニティの活性化	21
基本目標② 安全に暮らせるまち	22
施策2-1 防災対策の充実	23
施策2-2 交通安全・防犯の充実	25
施策2-3 消費者施策の充実	26
基本目標③ 人にやさしく、健やかに暮らせるまち	27
施策3-1 地域福祉の充実	29
施策3-2 高齢者福祉の充実	30
施策3-3 障がいのある人の福祉の充実	32
施策3-4 町民の健康づくりの推進	33

基本目標④ 次代の担い手を育み、自己実現を進めるまち	34
施策4-1 子育て支援の充実	36
施策4-2 学校教育の充実	37
施策4-3 生涯学習の推進	39
施策4-4 青少年の健全育成	40
施策4-5 スポーツ活動の推進	41
施策4-6 芸術・文化活動の推進	42
施策4-7 読書活動の推進	43
基本目標⑤ 産業の振興で活気を生むまち	44
施策5-1 商工業・サービス業の振興	45
施策5-2 農林業の振興	46
施策5-3 観光の振興	47
基本目標⑥ 住みやすい環境づくりを進めるまち	48
施策6-1 道路・交通網の充実	49
施策6-2 都市機能の立地誘導・集約	50
施策6-3 上・下水道の整備	51
基本目標⑦ 自然と共生する魅力あふれるまち	52
施策7-1 循環型社会形成の推進	53
施策7-2 自然環境の保全と公園・緑地・水辺の保全・整備	54
施策7-3 生活環境の保全・向上	55
施策7-4 文化財の保存と活用	56
基本目標⑧ 個人を尊重し行政経営を進めるまち	57
施策8-1 人権尊重・男女共同参画の推進	58
施策8-2 行政経営の推進	60

第3部 事業計画

1 事業計画の作成	63
2 事業計画の見直し	63

附属資料

【附属資料1】前期実践計画の事業の進捗・達成状況	65
【附属資料2】町民意識調査から見たまちづくりへの評価	70
【附属資料3】後期実践計画の策定過程	75
【附属資料4】宇美町総合計画審議会	76
(1)宇美町総合計画審議会規則	76
(2)宇美町総合計画審議会委員名簿	78
(3)諮問	79
(4)答申	80

基本構想 8年間（2015年度～2022年度）の体系図

まちづくりの 基本理念

町の将来像

ひとが輝き！

地域が輝き！！

まちが輝く!!!

元気なまちづくり

ひとが輝き！

町民一人一人が自己実現に向けて学び続け、学んだ成果を地域やまちづくりに生かし、豊かな人間関係の中で自己をつくり出していけるよう、生涯学習を支援します。

地域が輝き!!

町民一人一人の力が地域に生きる、より暮らしやすい魅力あるまちづくりを目指すため、町民と行政による共働のまちづくりを推進します。

まちが輝く!!!

町民一人一人が、豊かな自然、歴史的・文化的資源を最大限に活用し、にぎわいと活気を生み出すとともに、「住みたい・住んでよかった」と実感できるまちづくりを目指します。

ともに創る

自然とにぎわいが融合したまち・宇美

重点目標

地域の創意と主体性を
生かした共働による
地域づくりの推進

安心して産み育てる
ことができる子育て・
子育て環境の整備

都市機能の集約と
自然、歴史的・文化的
資源の活用による
にぎわいの創出

基本目標

基本目標①

共働による活力あるまち

基本目標②

安全に暮らせるまち

基本目標③

人にやさしく、
健やかに暮らせるまち

基本目標④

次代の担い手を育み、
自己実現を進めるまち

基本目標⑤

産業の振興で活気を生むまち

基本目標⑥

住みやすい環境づくりを
進めるまち

基本目標⑦

自然と共生する
魅力あふれるまち

基本目標⑧

個人を尊重し
行政経営を進めるまち



井野山から宇美町を望む

第1部 序論

第1章 後期実践計画の策定にあたって

- 1 後期実践計画策定の趣旨
- 2 後期実践計画の基本的な考え方
- 3 総合計画全体の構成と期間

第2章 宇美町を取り巻く環境の変化

- 1 時代の潮流
- 2 宇美町の現状

第1章 後期実践計画の策定にあたって

1 後期実践計画策定の趣旨

本町は、平成27(2015)年3月に2015年度から2022年度の8年間を計画期間とする第6次宇美町総合計画を策定し、町の将来像を「ともに創る 自然とにぎわいが融合したまち・宇美」と定め、その実現に向けて取り組んできました。

前期実践計画では、町民と行政が「共にまちづくりを担う主役である」という意識をもって、お互いの長所を生かしながら地域づくりを推進する「共働のまちづくり」を施策の中心とし、本町の誇りである豊かな自然と歴史的・文化的資源の中で「ひと」や「地域」や「まち」が輝き、いつまでも住み続けたいと思えるふるさとを守り、未来の世代に引き継いでいくまちづくりを進め、着実にその基盤をつくってきたところです。

こうした中、今日の地方自治体を取り巻く社会情勢は、暮らしの安全安心に対する住民意識の高揚はもちろんのこと、少子高齢化への対応や住民ニーズの複雑化・多様化、高度情報化の進展など、時代とともに急激に変化しており、これまで以上に多種多様な社会変化への対応が求められています。

また、本町の人口は平成17(2005)年をピークに減少に転じ、現在も引き続き減少傾向で推移しており、今後更なる少子高齢化と生産年齢人口の減少が進み、歳入は経常一般財源の伸びが期待できない一方で、歳出面では扶助費の大幅な伸びが予想され、事業の重点化・選別化を図りながら、選択と集中による行財政運営が必要となっています。

本町では、こうした社会情勢の変化や前期実践計画期間におけるまちづくりの成果、課題及び財政状況を踏まえ、町の将来像の実現に向け、より一層魅力あるまちづくりを進めていくために、2019年度から2022年度までの4年間を計画期間とする後期実践計画を策定します。

2 後期実践計画の基本的な考え方

後期実践計画策定の基本的な考え方は、以下のとおりとします。

(1)前期基本計画で掲げた8つの基本目標は、変更を行わず継続します。

まちづくりの基本理念、町の将来像、3つの重点目標及び8つの基本目標は、変更を行わず継続します。

(2)前期実践計画の検証結果を反映した計画とします。

前期実践計画の実績を十分に検証し、残った課題や新たに発生した課題に対する方策をまとめた計画とします。

(3)進捗管理を適切に行うことができる計画とします。

前期実践計画同様、施策に取り組むことで達成したい指標(目標指標)を明確にします。

(4)重点施策を示した計画とします。

限られた行政資源で効率的・効果的に課題を解決するため、重点施策を設定し、「選択と集中」の考え方を取り入れた計画とします。

3 総合計画全体の構成と期間

総合計画は、基本構想及び実践計画によって構成されています。

(1)基本構想

基本構想は、本町の置かれている位置や時代の潮流、分野ごとの課題、町民のニーズなどを把握し、将来像、そして、それを実現するための政策の体系・大綱などを定めるものです。
計画期間は2015年度から2022年度までの8か年です。

(2)実践計画

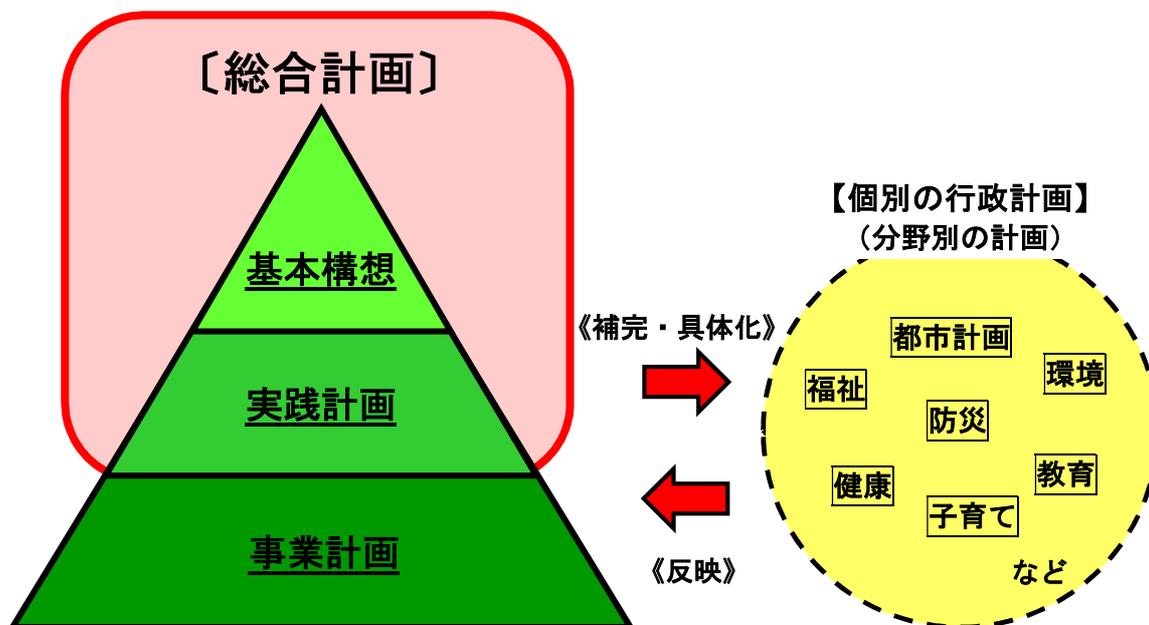
実践計画は、基本構想の政策の体系に基づき、今後取り組むべき主要な施策について各分野にわたって定めるものです。また、実践計画では、計画の進捗状況や到達点を確認できる仕組みの確立を目指します。

【前期実践計画】2015年度～2018年度

【後期実践計画】2019年度～2022年度

(3)事業計画

事業計画は、実践計画に示した主要な施策に基づき、具体的に実施する事業を定めるものです。事業の優先順位や具体的な事業内容、財源などを示すことにより、予算編成の指針とするとともに、総合計画の進行管理を行うものです。



〔初年度〕		〔中間目標〕				〔目標〕	
2015年度	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022年度
基本構想 (8年間)							
前期実践計画 (2015年度～2018年度)				後期実践計画 (2019年度～2022年度)			
→	→ 事	→ 業	→ 計	→ 画 (毎	→ 年	→ 度	→ 作 成)

第2章 宇美町を取り巻く環境の変化

1 時代の潮流

第6次宇美町総合計画後期実践計画を策定するに当たっては、時代の潮流を概観することが重要です。基本構想及び前期実践計画策定時にも述べていますが、策定時から4年を経過しており、この期間に変化した部分を含めて把握し、対応していくことが必要となります。

(1)人口減少・少子高齢化の進行

我が国の総人口は、平成27(2015)年に実施した国勢調査の確定値では127,094,745人で、平成22(2010)年に実施した前回調査から962,607人(0.8%)減少しました。平成20(2008)年にピークを迎えた総人口は以降、毎年減り続けており、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口(平成29年推計)」の中位推計(出生中位・死亡中位)では、2053年には1億人を割って9,924万人、2065年には8,808万人になると推計されています。

人口減少の要因としてあげられる少子化をめぐる現状は、出生数は第2次ベビーブームに当たる昭和48(1973)年から、年による増減はあるものの減少傾向となっており、合計特殊出生率の推移と未婚化・非婚化及び晩婚化・晩産化の進行により、この傾向は引き続き続くものと推測されます。

また、高齢化も急速に進んでおり、平成30(2018)年10月1日現在(概算値)において65歳以上の高齢者人口は3,558万人となり、総人口に占める割合(高齢化率)は28.1%となりました。65歳以上の高齢者が総人口に占める割合の推計は「日本の将来推計人口(平成29年推計)」によると、2036年には33%を超え、国民の3人に1人が高齢者となる社会が到来すると推計されています。

こうした少子高齢化・人口減少社会の進行により、労働力の減少や地域活力の低下、社会保障費の増加など様々な面での影響が懸念されます。

今後は、少子化の進行を抑制するため、社会全体で子育てを支援する仕組みを構築するとともに、高齢者がいきいきと健康に暮らし、それぞれの能力を生かして活躍できる社会を構築していく必要があります。

(2)安全・安心に対する住民意識の高揚

平成23(2011)年3月11日に発生した東日本大震災は、マグニチュード9.0の国内観測史上最大規模の地震とそれに伴う津波により、戦後最大の被害となりました。また、平成28(2016)年4月14日には熊本県において震度7を観測する熊本地震、平成30(2018)年6月18日には大阪府北部を震源とした震度6弱を記録する地震、平成30年9月6日には北海道において震度7を記録する北海道胆振東部地震が発生するなど、全国各地で大規模地震が発生しています。

加えて、「平成29年7月九州北部豪雨」では、朝倉市や日田市などで24時間降水量が観測史上1位を更新する大雨となり、「平成30年7月豪雨」では全国的に広い範囲で大雨による甚大な被害が発生しました。

本町においても、福岡県西方沖地震(平成17(2005)年)において震度5弱を観測し、「平成30年7月豪雨」では、初めて大雨特別警報が発令されました。町内に、宇美断層が走っていることもあり、住民の安全・安心に対する関心は非常に高く、大規模地震や集中豪雨など自然災害への対策は本町においても大きな課題です。



「平成30年7月豪雨」時の井野本村交差点付近の様子

さらに、交通事故、消費者トラブルなどの身近な暮らしの安全・安心を脅かす事案に加え、複雑かつ多様化する社会の中では、今まで想定できなかった事件や事故が起こるなど国民の生活への不安の高まりが懸念されています。

このため、町民、警察、消防、行政が一丸となった安全で安心なまちづくりへの取組の強化が求められており、地域コミュニティを核とした防災・防犯体制の必要性が再認識されています。

(3)環境問題への意識の高まり

地球温暖化をはじめ地球規模で環境問題が深刻化する中で、低炭素循環型社会の構築、自然環境の保全・再生など環境への意識、関心が高まっています。

また、東日本大震災に伴う原子力発電所の被災は、我が国全体に電力不足という問題を引き起こし、エネルギー政策そのものにも大きな問題を提起しました。

こうした環境意識の高まりを捉え、森林や水辺をはじめとする豊かで多様な自然環境や生態系を保全・再生するとともに、自然エネルギーの利用、省エネルギーの推進、ごみの発生抑制、再利用、資源化など、環境に配慮した低炭素循環型社会の構築に向け、国、地方公共団体、事業者、住民がそれぞれの立場で責任ある行動をしていくことが求められています。

(4)社会資本の老朽化などへの対応

我が国では、高度経済成長期において全国的に道路や橋梁、公共施設などの社会資本の整備を進め、経済の発展に大きく寄与してきました。しかし、現在は、これら社会資本の老朽化に伴い維持管理に多大な費用が生じており、管理する地方公共団体の財政負担が深刻になっています。

これらの課題に対処するため、本町においては、平成 29 (2017) 年 3 月に中長期的な視野に立って総合的・計画的な公共施設の管理を推進していくことを目的に、「宇美町公共施設等総合管理計画」を策定しました。今後は、宇美町公共施設等総合管理計画で定めた 4 つの全体方針を達成するために策定する公共施設再配置計画に基づき、個々の公共建築物の更新・統廃合の時期を明らかにし、計画的に大規模改修による施設の長寿命化や統廃合を進めていきます。

(5)住民参画と共働意識の高まり

核家族化をはじめとする世帯の多様化や都市への人口集中などにより、人と人、人と地域とのつながりが薄れ、互助機能の低下や人々の地域社会からの孤立などが問題となっています。また、地域社会が抱える課題は近年ますます複雑多様化し、従来の行政サービスだけでは対応できないケースも増加しています。

一方、様々な地域課題に対して、住民自らが住民活動団体やボランティア、NPO などの団体を組織して主体的に取り組む活動が広がりをみせており、公共・公益的な役割を担う領域が拡大しています。

このような活動を行う団体と行政が連携することで、行政だけでは解決が難しい地域課題にもきめ細やかに対応できる社会の構築が期待されており、住民活動団体やボランティア、NPO などの団体と行政が対等な関係でそれぞれが役割と責任を分担しながら連携・協力し、それぞれの特性を生かした「共働のまちづくり」の推進に取り組むことが求められています。

(6)地方自治新時代の到来

地方分権改革とは、国は外交、安全保障など国家の存立に関わることや制度の大枠を定めることに集中し、内政は地域の実情をよく知る地方が担うという地方分権型社会の構築を進めようとするものです。

国から地方公共団体に財源や権限が移譲される本来的な地方分権型社会では、地方公共団体が住民の意見や地域の実情を踏まえてルールづくりから施策の実施までを担い、自らの判断と責任の下で地域の実態にあった行政を実現することが可能となります。

こうした地方分権改革の推進に併せ、国・地方公共団体ともに、効率的な組織と体制の下で、財政健全化を早急に図っていく必要があります。

(7)まち・ひと・しごと創生法による地方創生と総合計画の関係（宇美町総合戦略）

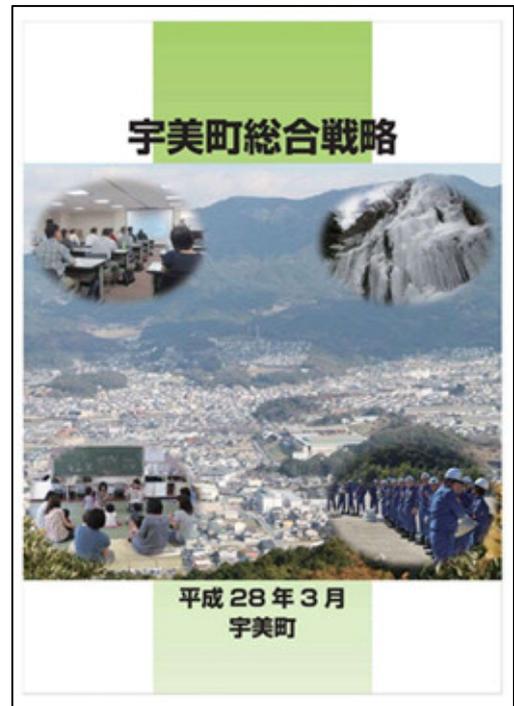
平成 26（2014）年 5 月に、民間研究機関である「日本創成会議」は、平成 22（2010）年から 30 年間で 20～39 歳の女性人口が 5 割以上減少する 896 市区町村（全国の 49.8%）が消滅の可能性があると推計し、東京一極集中の是正や魅力ある地方の拠点都市づくりなどを提言しました。

この大きな課題を背景に、国は、同年 11 月に「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、同年 12 月に日本全体の人口の現状と将来の展望を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び今後 5 ケ年の政府の施策の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定を行い、まち・ひと・しごと創生の取組を開始しました。

本町においても、近年、若者の町外流出や出生数の減少などの影響から人口の減少が進んでいます。

そこで、将来にわたって活力ある地域を維持するため、本町の人口の現状と将来の姿を示した「宇美町人口ビジョン」を策定し、その内容を踏まえ、最上位計画である第 6 次宇美町総合計画を具現化する計画として「宇美町総合戦略」を策定しました。

総合戦略では第 6 次宇美町総合計画に基づいた「このまちに住みたい、住んでよかった」と思えるまちづくりを着実に進める方策として、目標達成のために実現すべき数値目標を定め、施策ごとの進捗状況を検証しながら、計画を実行しています。



2 宇美町の現状

(1)人口

①人口の推移

本町の人口は、昭和 50 年代から平成 2 (1990) 年頃までは大きく増加し、その後も平成 17 (2005) 年頃までは増加傾向にありました。しかし、最近の国勢調査での推移をみると、平成 17 年から平成 22 (2010) 年にかけては 544 人の減と増加傾向から減少に転じ、平成 22 年から平成 27 年 (2015) にかけても 665 人の減と、引き続き減少傾向が続いています。

人口の構成をみると、年少人口比率は平成 7 (1995) 年から平成 17 年にかけて徐々に減少し、その後は横ばいで推移しています。老年人口比率は増加傾向で推移しており、全国平均 (平成 17 年が 20.1%、平成 22 年が 23.0%、平成 27 年が 26.7%) を下回っているものの、高齢化の進行がうかがえます。また、生産年齢人口比率 (15 歳～64 歳) は、平成 27 年には 62.1%まで減少してきました。

世帯数は一貫して増加している一方、一世帯当たりの人数は減少していることから、核家族や単独世帯が増加していることがうかがえます。

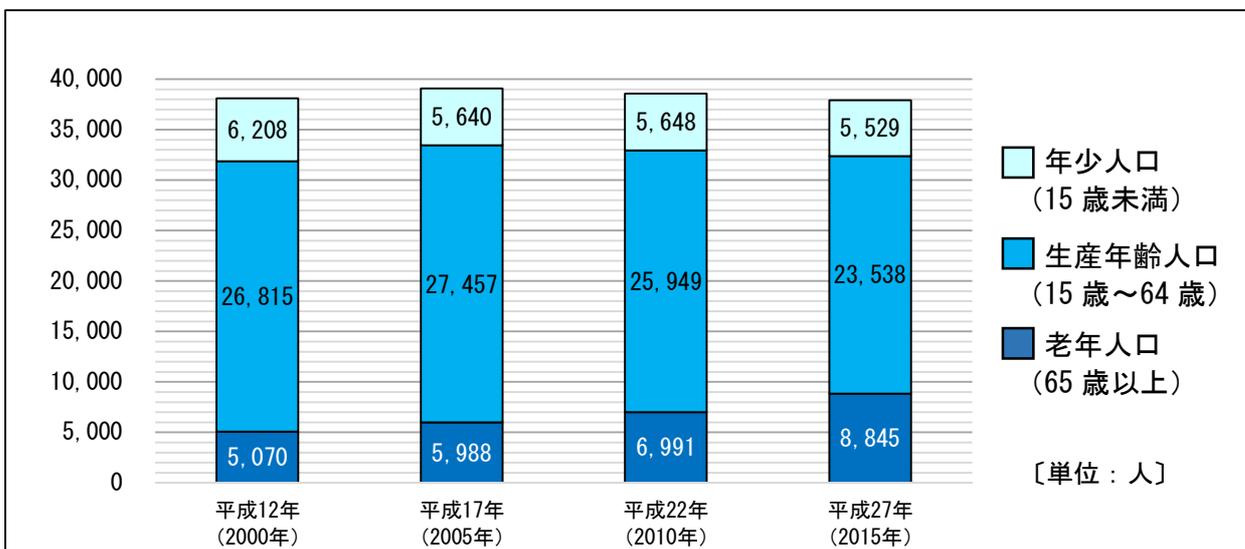
【人口・世帯などの推移 (国勢調査)】

(単位：人、世帯、人／世帯、%)

年 項目	平成 12 年 (2000 年)	平成 17 年 (2005 年)	平成 22 年 (2010 年)	平成 27 年 (2015 年)	年平均増減率		
					H12～H17	H17～H22	H22～H27
総人口	38,126	39,136	38,592	37,927	0.53	△0.28	△0.34
年少人口 (15 歳未満)	6,208 (16.3%)	5,640 (14.4%)	5,648 (14.6%)	5,529 (14.6%)	△1.83	0.03	△0.42
生産年齢人口 (15 歳～64 歳)	26,815 (70.4%)	27,457 (70.2%)	25,949 (67.2%)	23,538 (62.1%)	0.48	△1.10	△1.86
老年人口 (65 歳以上)	5,070 (13.3%)	5,988 (15.3%)	6,991 (18.1%)	8,845 (23.3%)	3.62	3.35	5.30
世帯数	11,490	12,340	12,867	13,119	1.48	0.85	0.39
一世帯当たりの人数	3.32	3.17	3.00	2.89	-	-	-

注：各年 10 月 1 日現在。平成 12 年の総人口には年齢不詳 33 人、平成 17 年には年齢不詳 51 人、平成 22 年には年齢不詳 4 人、平成 27 年には年齢不詳 15 人を含む。

【人口の構成 (国勢調査)】

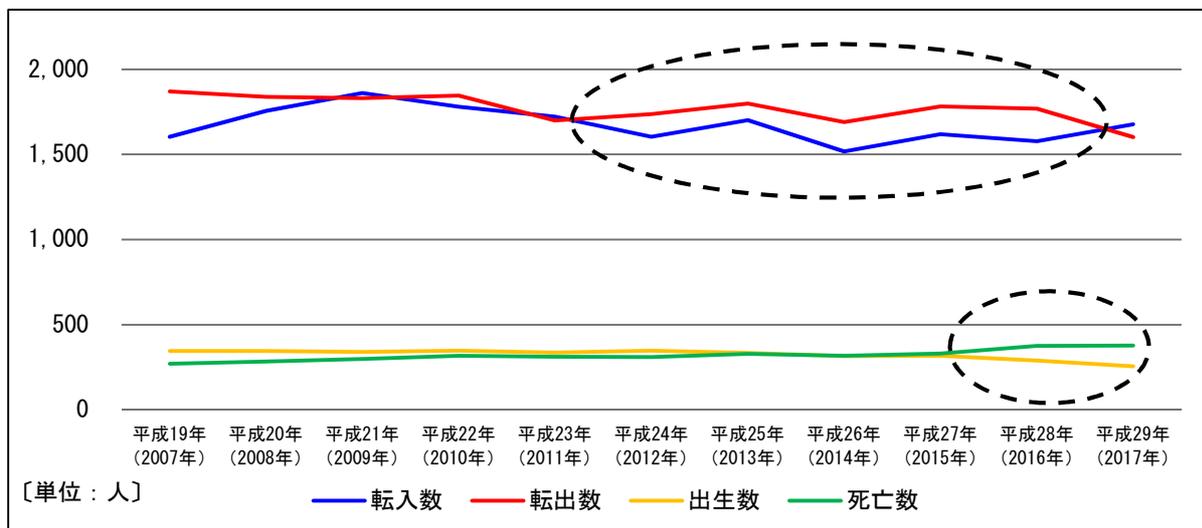


②人口動態の推移

本町の人口動態を見ると、社会増減においては平成 24（2012）年からは転出数が転入数を上回る社会減の状態が続いていました。一方、自然増減においては、平成 26（2014）年に死亡数が出生数を上回り、平成 28（2016）年からは出生数の大幅な減少、死亡数の大幅な増加が見られ、人口減の状態が続いています。

転出数の増加、転入数の減少においては平成 29（2017）年からは回復が見られ、社会増となっているものの、出生数の減少は更に進んでおり、早急な取組が不可欠といえます。

【人口動態（福岡県統計年鑑より作成。年は 10 月～翌年 9 月）】

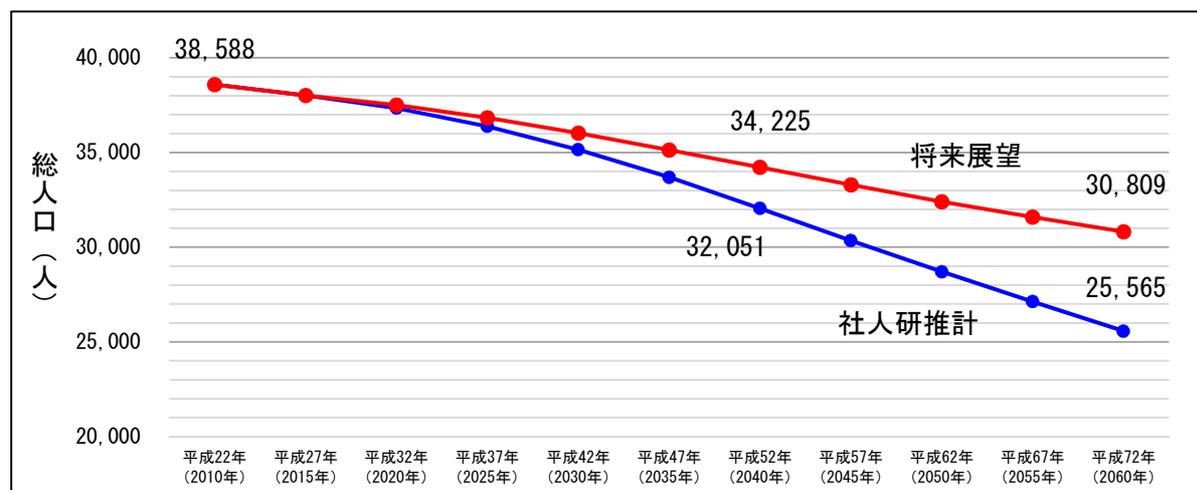


③将来人口の推計

宇美町人口ビジョンでは、本町における総人口や年齢構成がどのように変化してきたか、その要因はどのようなものであったかを分析し、将来人口を展望しています。

国立社会保障・人口問題研究所の人口推計（平成 22 年国勢調査に基づいた推計）では、2050 年には 30,000 人を割り込み、2060 年では 25,565 人まで減少すると推計されていますが、目指すべき将来の方向に沿った施策（宇美町総合戦略）を展開することで合計特殊出生率が上昇し、かつ社会増減が 2040 年にゼロとなるように改善されていくと仮定し、将来展望として、2060 年の総人口を 30,000 人以上と見込んでいます。

【総人口の将来展望（宇美町人口ビジョン）】



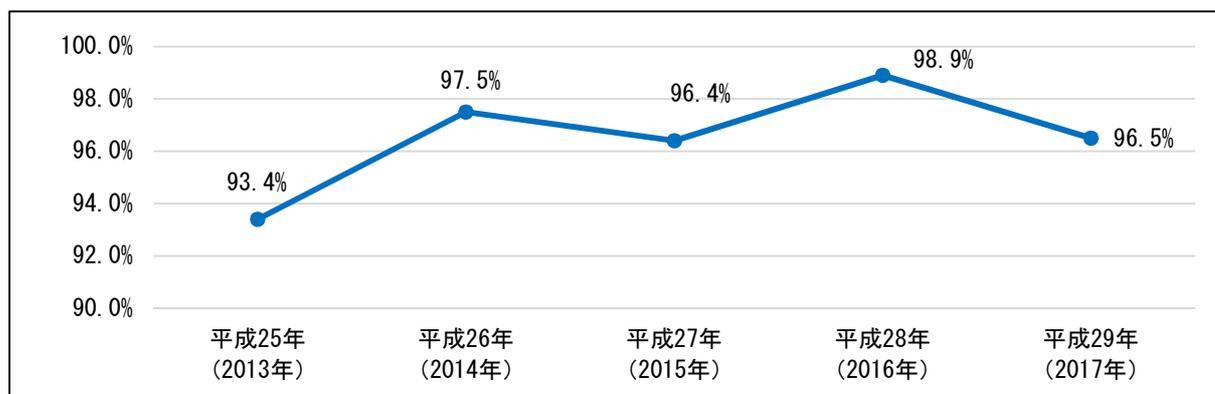
(2)財政状況（「宇美町財政改革推進プラン」より）

本町においては、平成 17（2005）年度から平成 21（2009）年度まで、「行財政集中改革プラン」に基づき、「歳入の確保」、「歳出の削減」、「定員管理の適正化」の取組を集中的に進めて、約 12 億円の財政状況の改善を行いました。平成 22（2010）年度から平成 26（2014）年度までは、財政融資資金の補償金免除繰上償還の実施に伴う財政健全化計画を策定し、「枠配分予算編成」、「公債費負担の適正化」、「土地開発公社の解散」などに取り組んできました。また、平成 27（2015）年度以降は、第 6 次総合計画の前期実践計画において、「健全な財政基盤の確保」と「効率的・効果的な財政運営の確立」に取り組むこととし、「経常収支比率」と「基金残高」の 2 指標について平成 30（2018）年度までに達成すべき目標値（財政規律）を定めて、財政状況の改善に取り組んできました。

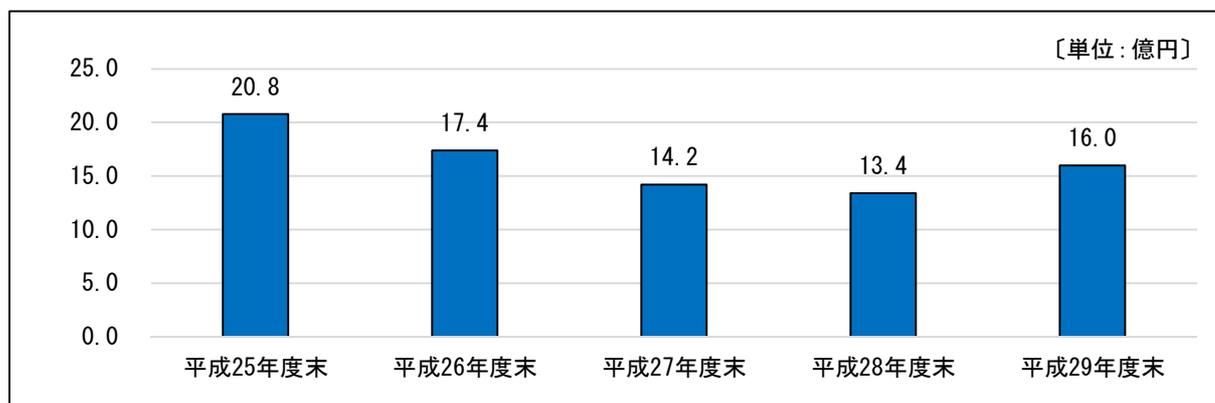
その他にも、平成 29（2017）年 3 月に「財政改革推進プラン」を策定し、今後見込まれる短期的な財源不足の解消を図るとともに、財政調整基金の取り崩しに依存しない財政運営を実現するため、全庁的に歳入・歳出全般にわたる改革に取り組んでおり、財政指標を確認すると、着実に改善が図られています。

しかし、今後の見通しとしては、歳入面での町税収入の大幅な伸びは期待できない状況の中、歳出面では、働き方改革等を背景とした、保育・子育て環境の向上や高齢人口の増加に伴う社会保障の充実及び医療費の増等による扶助費の増加は避けられない状況にあるほか、年々、老朽化が進行している公共施設等の維持改修に必要な財源の確保が財政運営の大きな課題となっています。このような厳しい財政状況の中、町民サービスの一層の向上、社会保障の充実や都市基盤などの整備、公共施設の老朽化対策など、喫緊の課題に対応していくためには、経常経費や既存の事務事業の更なる見直しとともに、町税の収納率の向上、未利用資産の有効活用などの財源確保を進め、効果的・効率的な財政運営を確保し、持続可能な財政基盤の強化を図っていく必要があります。

【経常収支比率】



【基金の状況】





宇美川沿いの桜並木

第2部 後期実践計画

第1章 重点施策

第2章 基本目標を達成するための施策

第1章 重点施策

本町を取り巻く環境の変化、本町の現状、町民の施策に対する評価（満足度・重要度）及び前期実践計画の総括を踏まえた上で、町の将来像である「ともに創る 自然とにぎわいが融合したまち・宇美」を実現すべく、8つの基本目標・28の施策を総合的かつ計画的に推進していく必要があります。

一方で「財政状況の改善に向けた取組（改革）の実施」という大きな課題も抱えており、財政改革推進プラン（2017年度～2020年度）を実行中の本町においては、選択と集中による行財政運営が必要不可欠となっています。

この様な背景から、後期実践計画の期間内においては、特に以下の8つの施策を「重点施策」として設定・推進し、「宇美町に住みたい・住んで良かった」と実感できるまちづくりを目指します。

重点目標①「地域の創意と主体性を生かした共働による地域づくりの推進」に関する施策

(1)地域コミュニティの活性化（「基本目標① 共働による活力あるまち」に該当）

- ・地域コミュニティの活性化支援（p21） など

(2)防災対策の充実（「基本目標② 安全に暮らせるまち」に該当）

- ・地域での防災力の強化（p23） など

重点目標②「安心して産み育てることができる子育て・子育て環境の整備」に関する施策

(3)子育て支援の充実（「基本目標④ 次代の担い手を育み、自己実現を進めるまち」に該当）

- ・保育の量的拡大及び質の向上（p36）
- ・地域子育て支援事業の充実（p36） など

(4)学校教育の充実（「基本目標④ 次代の担い手を育み、自己実現を進めるまち」に該当）

- ・生き抜く力の育成（p37）
- ・教育環境の整備（p37） など

重点目標③「都市機能の集約と自然、歴史的・文化的資源の活用によるにぎわいの創出」に関する施策

(5)商工業・サービス業の振興（「基本目標⑤ 産業の振興で活気を生むまち」に該当）

- ・企業誘致の推進（p45） など

(6)観光の振興（「基本目標⑤ 産業の振興で活気を生むまち」に該当）

- ・観光・交流資源の充実・活用（p47） など

(7)道路・交通網の充実（「基本目標⑥ 住みやすい環境づくりを進めるまち」に該当）

- ・幹線道路ネットワークの形成（p49） など

なお、これらの施策を推進するための予算を確保するため、「(8)行政経営の推進（p60：「基本目標⑧ 個人を尊重し行政経営を進めるまち」に該当）」についても重点施策の一つとして設定し、財政状況の改善に向けた取組を他の重点施策の推進と並行して、全庁的に推進していきます。

第2章 基本目標を達成するための施策

前期実践計画では、施策ごとに目標指標を定め、毎年の指標の推移を確認しながら進捗管理を行ってきましたが、後期実践計画においては、基本目標が計画最終年度までに達成され、町の将来像を実現させるという視点に立って、施策（取組）を実行していかなければならないと考えています。

そのため、後期実践計画では、基本目標ごとに成果指標（目的としている成果を表す指標）を設定し、町の将来像の実現に向け進んでいきます。

後期実践計画の解説

《記載例》

① 基本目標① 共働による活力あるまち

町民と行政が「共にまちづくりを担う主体である」という認識を持って、お互いの長所を生かしながら、市民の力が地域に生きる実働のまちづくりを目指します。

また、市民のまちづくりを推進するために制度を創出する地域コミュニティ運営協議会（以下「地域コミュニティ」という。）及び自治会をはじめとする地域コミュニティ活動の活性化を支援し、地域課題の解決、地域自治の建立を推進します。

② 成果指標

指標名	基準値 (2017年度)	目標値 (2022年度)
町長選抜調査において「地域コミュニティ活動・ボランティア活動に現在参加しており、今後も参加したい」と回答した町民の割合	15.7%	20.7%

③ 施策の体系

基本目標① 共働による活力あるまち

- 施策1-1 共働の推進
 - ①町長参画の仕組みづくり
 - ②町民団体、ボランティア、NPOなどの育成・支援
 - ③広報・広聴活動の充実
 - ④情報共有
- 施策1-2 地域コミュニティの活性化
 - ①自治意識の高揚
 - ②地域コミュニティの活性化支援
 - ③地域コミュニティ施設の充実

④ 課題

○町民と行政との共働事業を展開し、多くの町民がまちづくりに参加していただくことが必要です。

前期実践計画の策定においては、町民がまちづくりに自主的・積極的に参加するための仕組みづくりや体制づくりに取り組みました。後期実践計画期間では、取組を更に進めるため、町民、行政、町民団体などとの連携を積極的に展開しながら、「共働事業実施制度」などを活用し、多くの町民がまちづくりに参加していただくことが必要です。

○町民への積極的な情報提供が必要 です。

広報うみやホームページをはじめ、あらゆる媒体を活用して行政情報や政策決定過程情報などを積極的に提供し、町民と情報共有を図ることで町の方針を共通認識していただくことが必要です。

⑤ 施策の方向

地域社会における課題の解決を効果的に進めるため、町民と行政がそれぞれの役割と責任を持って共働する町民参画の仕組みづくりを進めます。

⑥ 主要な取組

①町長参画の仕組みづくり

町民の多様なニーズや課題に対応し、町民の意見や発想を起点とした行政の推進に資する、有識者の選定における多様な公募の仕組み、ワークショップ、共働性事業制度などを活用し、町民がまちづくりに自主的・積極的に参加するための仕組みづくりや体制づくりを進めます。

②町民団体、ボランティア、NPOなどの育成・支援

多様な町民団体、ボランティア、NPOなどの自主的な活動を育成・支援するほか、町民が活動に参加しやすい環境づくりに努めます。

③広報・広聴活動の充実

広報うみやホームページの内容充実を図るとともに、政策・取組に町民の意見・アイデアを積極的に取り入れるため、広報うみやホームページを活用した意見聴取、各種アンケートの実施や各個人体への広聴活動など、町民と行政の常時交換を積極的に進めます。

また、タイムリーな情報をより多くの人に提供するため、SNSを活用した情報発信の充実を図ります。

④情報共有

町民への説明責任を果たし、町政運営の透明性の確保を図るとともに、町の方針の方針を理解していただくため、町民の保有する情報の公開に関する条例及び町民参画人権の保護に関する条例に基づき、町民と積極的な情報交換と適切な個人情報保護を推進します。

解 説

- ①基本目標・・・町の将来像を実現するために取り組む政策の大綱を示しています。
- ②成果指標・・・基本目標ごとに定めた目標値を示しています。
- ③施策の体系・・・基本目標ごとの施策の体系を示しています。
- ④課題・・・前期実践計画における成果と課題を検証した上で設定した後期実践計画の主要な課題を施策ごとに示しています。
- ⑤施策の方向・・・施策に取り組む際の方向性について示しています。
- ⑥主要な取組・・・施策ごとの主要な取組を具体的に示しています。

後期実践計画（2019年度～2022年度）の施策体系

まちづくりの 基本理念

ひとが輝き！
地域が輝き！！
まちが輝く!!!
元気なまちづくり

町の将来像

ともに創る
自然とにぎわいが融合したまち・宇美

重点目標

地域の創意と主体性を
生かした共働による
地域づくりの推進

安心して産み育てる
ことができる子育て・
子育て環境の整備

都市機能の集約と
自然、歴史的・文化的
資源の活用による
にぎわいの創出

基本目標

基本目標①	共働による活力あるまち	施策 1-1 共働の推進 施策 1-2 地域コミュニティの活性化
基本目標②	安全に暮らせるまち	施策 2-1 防災対策の充実 施策 2-2 交通安全・防犯の充実 施策 2-3 消費者施策の充実
基本目標③	人にやさしく、 健やかに暮らせるまち	施策 3-1 地域福祉の充実 施策 3-2 高齢者福祉の充実 施策 3-3 障がいのある人の福祉の充実 施策 3-4 町民の健康づくりの推進
基本目標④	次代の担い手を育み、 自己実現を進めるまち	施策 4-1 子育て支援の充実 施策 4-2 学校教育の充実 施策 4-3 生涯学習の推進 施策 4-4 青少年の健全育成 施策 4-5 スポーツ活動の推進 施策 4-6 芸術・文化活動の推進 施策 4-7 読書活動の推進
基本目標⑤	産業の振興で 活気を生むまち	施策 5-1 商工業・サービス業の振興 施策 5-2 農林業の振興 施策 5-3 観光の振興
基本目標⑥	住みやすい環境づくりを 進めるまち	施策 6-1 道路・交通網の充実 施策 6-2 都市機能の立地誘導・集約 施策 6-3 上・下水道の整備
基本目標⑦	自然と共生する 魅力あふれるまち	施策 7-1 循環型社会形成の推進 施策 7-2 自然環境の保全と公園・緑地・水辺の保全・整備 施策 7-3 生活環境の保全・向上 施策 7-4 文化財の保存と活用
基本目標⑧	個人を尊重し 行政経営を進めるまち	施策 8-1 人権尊重・男女共同参画の推進 施策 8-2 行政経営の推進

基本目標① 共働による活力あるまち

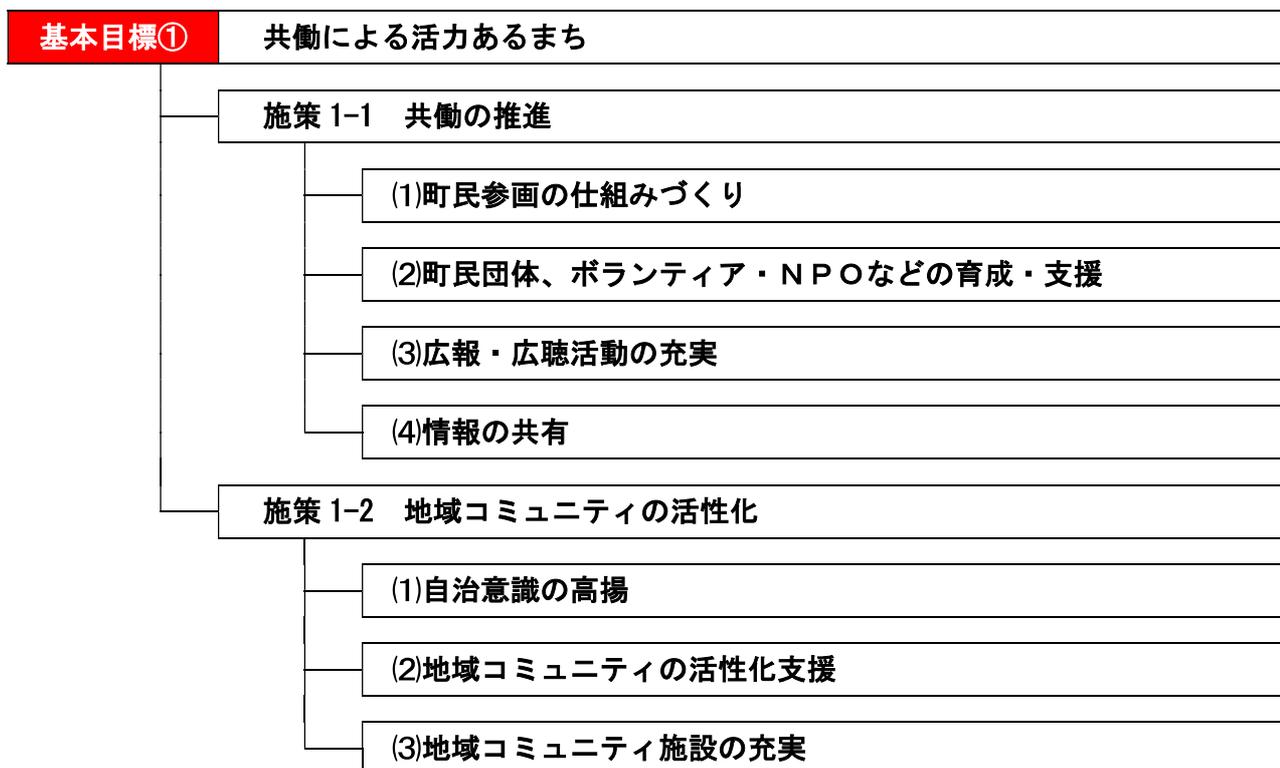
町民と行政が「共にまちづくりを担う主役である」という意識を持って、お互いの長所を生かしながら、町民の力が地域に生きる共働のまちづくりを目指します。

また、共働のまちづくりを推進するために重要な役割を担う小学校区コミュニティ運営協議会（以下「校区コミュニティ」という。）及び自治会をはじめとする地域コミュニティ活動の活性化を支援し、地域課題の解決、地域自治の確立を推進します。

【成果指標】

指標名	基準値 (2017年度)	目標値 (2022年度)
町民意識調査において「地域コミュニティ活動・ボランティア活動に現在参加しており、今後も参加したい」と回答した町民の割合	15.7%	20.7%

【施策の体系】



【課題】

○町民と行政との共働事業を展開し、多くの町民がまちづくりに参画していただくことが必要です。

前期実践計画の期間においては、町民がまちづくりに自主的・積極的に参加するための仕組みづくりや体制づくりに取り組みました。後期実践計画期間では、取組を更に進めるため、町民、行政、町民活動団体などとの共働事業を積極的に展開しながら、「共働事業提案制度」などを活用し、多くの町民がまちづくりに参画していただくことが必要です。

○町民への積極的な情報提供が必要で

す。広報うみやホームページをはじめ、あらゆる媒体を活用して行政情報や政策決定過程情報などを積極的に提供し、町民と情報共有を図ることで町の方針を共通認識していただくことが必要です。

【施策の方向】

地域社会における課題の解決を効果的に進めるため、町民と行政がそれぞれの役割と責任を持って共働する町民参画のまちづくりを更に進めます。

【主要な取組】

(1)町民参画の仕組みづくり

町民の多種多様なニーズや課題に対応し、町民の意見や発想を起点とした行政の推進に向け、各種計画の策定における委員の一般公募、ワークショップ、共働提案事業制度などを活用し、町民がまちづくりに自主的・積極的に参加するための仕組みづくりや体制づくりを図ります。

(2)町民団体、ボランティア・NPOなどの育成・支援

多様な町民団体、ボランティア・NPOなどの自主的な活動を育成・支援するほか、町民が活動に参加しやすい環境づくりに努めます。

(3)広報・広聴活動の充実

広報うみやホームページの内容充実を図るとともに、政策・施策に町民の意見・アイデアを積極的に取り入れるため、広報うみやホームページを活用した意見聴取、各種アンケートの実施や各種団体への広聴活動など、町民と行政の情報交換を積極的に進めます。

また、タイムリーな情報をより多くの人に提供するため、SNSを活用した情報発信の充実を図ります。

(4)情報の共有

町民への説明責任を果たし、町政運営の透明性の確保を図るとともに、町の施策の方針を理解していただくため、宇美町の保有する情報の公開に関する条例及び宇美町個人情報の保護に関する条例に基づき、円滑で積極的な情報公開と適切な個人情報保護を推進します。

《関連する計画》

宇美町共働のまちづくり推進のための指針（平成 25 年 7 月）

宇美町地域コミュニティ推進計画（平成 27 年 10 月）

《用語解説》

SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）…インターネットを介して、相互にコミュニケーションできるサービスやウェブサイトのこと。ライン、ツイッター、フェイスブック、インスタグラムなど。本町では公式 SNS としてフェイスブック、ツイッターを情報発信専用として運用。

【課題】

○地域コミュニティ活動の活性化に向けた継続的な支援が必要です。

地域コミュニティ活動への町民の理解を深めるための事業（町民対象の研修や情報の提供、活動の周知・広報など）の実施はもちろんのこと、校区コミュニティ及び自治会をはじめとした地域コミュニティ活動団体への人的・物的支援を継続的に行う必要があります。

【施策の方向】

地域の連携や郷土意識の継承による、住みよさや豊かさの感じられる魅力ある地域コミュニティの形成に向け、地域コミュニティの活性化と自治機能の向上促進のための取組を継続的に支援します。

【主要な取組】

(1)自治意識の高揚

地域コミュニティの重要性や地域コミュニティ活動の状況などについての広報・啓発活動を積極的に行い、地域活動をはじめ、各種行事や生涯学習活動、ボランティア活動へ町民の参加を促進するとともに、地域コミュニティ活動に必要な情報提供や地域リーダーの育成を推進します。

(2)地域コミュニティの活性化支援

地域コミュニティと行政のつなぎ役として配置している地域づくりコーディネーターによる活動への支援を行います。

安全で安心して暮らせる地域づくりに向けては、自主防災・防犯組織の育成、交通安全活動、高齢者の見守りや子育て支援など様々な地域コミュニティ活動を支援します。

(3)地域コミュニティ施設の充実

町民のふれあいの場、活動の場として、既存施設の有効活用を進め、地域コミュニティ施設（活動拠点）の充実に努めます。

《関連する計画》

宇美町地域コミュニティ推進計画（平成 27 年 10 月）

《用語解説》

地域コミュニティ…地域をよりよくすることを目的に結成された集団や組織。自治会は、地域コミュニティを形成する基礎的な組織であり、小学校区コミュニティ運営協議会（校区コミュニティ）は自治会を超えてより広い地域課題の解決や地域活性化に取り組む組織。



地域コミュニティ活動（あいさつ運動）の様子

基本目標② 安全に暮らせるまち

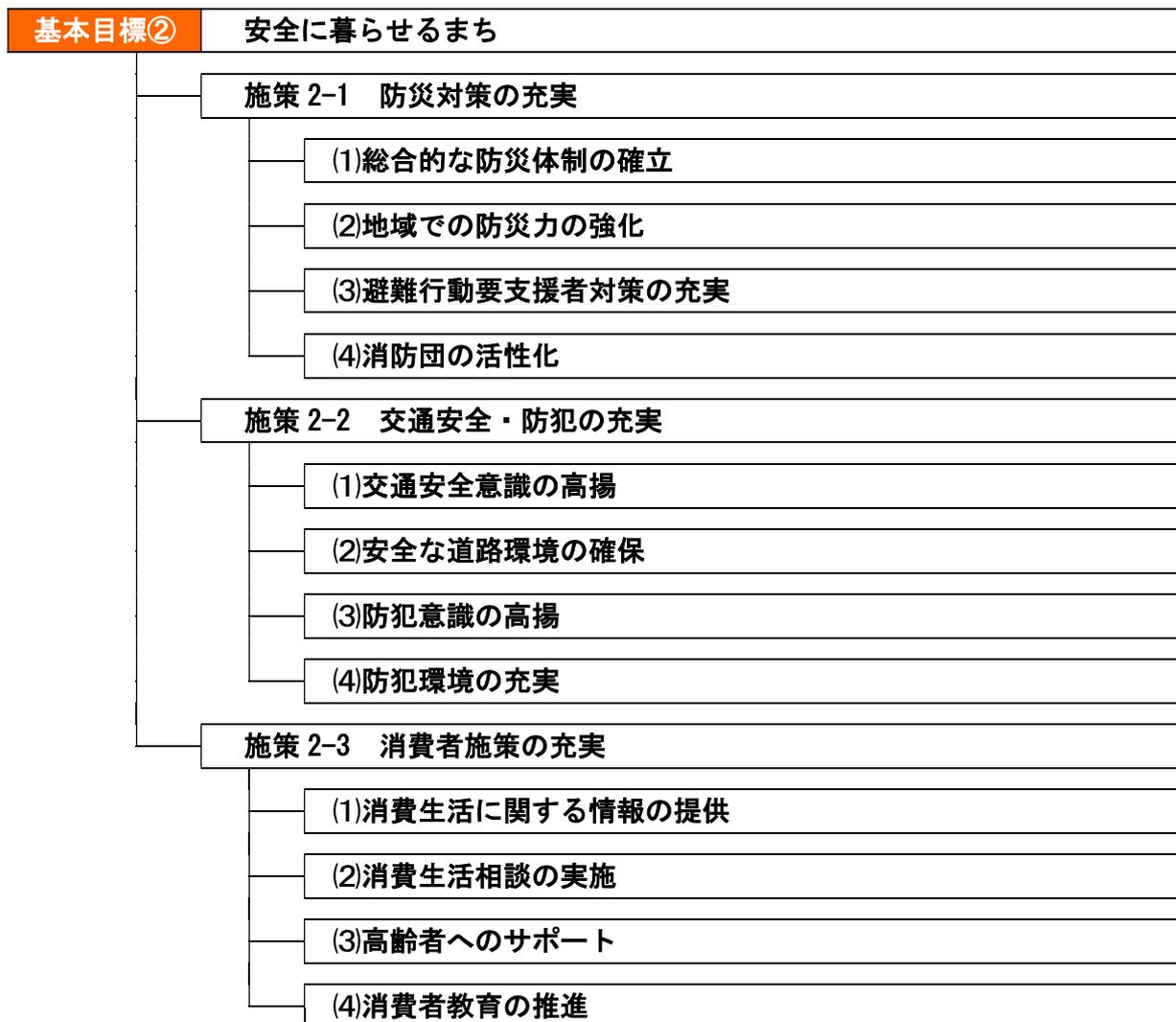
町民の生命・財産を自然災害などから守るため、総合的な防災対策を推進します。

また、町民が安全で安心な生活が営めるよう交通安全・防犯に関する啓発、地域の見守り組織の育成、消費者施策の充実などに取り組むとともに、地域の安全を守る自主的な活動を支援します。

【成果指標】

指標名	基準値 (2017年度)	目標値 (2022年度)
安全に暮らせるまちだと思う町民の割合	—	50.0%
災害時の避難路・避難場所を知っている町民の割合	75.6%	90.0%以上
交通事故発生件数（の減少）	155件	150件以下
刑法犯罪認知件数（の減少）	180件	160件以下

【施策の体系】



【課 題】

○町民の防災意識を高め、自助・互助・共助による災害への対応を推進することが必要です。

全国各地で地震や風水害など大規模な災害が毎年のように発生する中、行政による支援（公助）は限界があり、被害を最小限にとどめるためには、町民の防災意識の向上を図り、町民同士の助け合い（互助・共助）につなげるとともに、災害に関する情報を迅速かつ確実に伝達する必要があります。

○消防団や自主防災組織を核とした消防・防災体制の拡充が必要です。

大規模な災害などに的確に対応するため、地域防災力の中核となる消防団を維持・拡充するとともに、自主防災組織の育成・活動の活性化支援を行う必要があります。

【施策の方向】

地域防災の体制強化に努め、安全に安心して暮らせる総合的な防災対策を推進します。

消防・防災力については、消防本部（署）と消防団・自主防災組織との連携により、その機能の充実・強化に努めます。

【主要な取組】

(1)総合的な防災体制の確立

避難路・避難場所の周知、計画的な防災訓練の実施、緊急時の情報通信体制の充実などの防災施設・設備の整備、河川・雨水調整池及びため池などの維持・補修、地域の商工業者の協力による食糧・飲料水・生活必需品などの備蓄など、地域防災計画に基づく総合的な防災体制の確立を進めます。

また、有事などの緊急事態に対応するため国民保護計画に基づき町民の安全確保に努めます。

(2)地域での防災力の強化

土砂災害ハザードマップや防災ハンドブックなどによる啓発・情報提供の充実や防災研修会などへの参加促進、地域での防災訓練の充実を図るとともに、地域における自主防災組織の育成・強化、防災ボランティアの育成、木造住宅の耐震化の啓発など町民の防災意識の高揚と地域ぐるみの防災体制の確立に努めます。

地域での防災訓練の実施にあたっては、校区コミュニティを核として、行政と地域住民による共働により実施し、火災予防・初期消火・救命処置の知識の普及を推進します。

(3)避難行動要支援者対策の充実

関係機関と連携して、避難行動要支援者の把握及び個別計画の策定、地域での情報の共有など横断的な避難支援体制の確立を図ります。

(4)消防団の活性化

消防団の重要性に関する町民意識の啓発を図りながら、団員確保対策の強化や訓練の充実による団員の資質の向上など、消防団の活性化を推進します。

また、消防団を中核とした地域防災力の充実強化のため、機能別消防団員の導入について検討を進めます。

《関連する計画》

宇美町地域防災計画（平成 29 年 11 月改訂）

宇美町業務継続計画（平成 29 年 12 月）

《用語解説》

土砂災害ハザードマップ…災害時の避難について必要な事項を町民に知らせるため、土砂災害が発生した場合に被害を受ける範囲、河川が氾濫した場合に想定される浸水の状況、避難所などを示した地図。

避難行動要支援者…災害の発生又は災害が発生する恐れがある場合に、自ら避難することが困難で手助けが必要となる方のこと。

機能別消防団員…能力や事情に応じて特定の活動のみに参加する消防団員。



原田小学校区防災訓練



福岡県消防操法大会

【課題】

○行政と地域、関係機関・団体が連携を強化し、協力して交通事故・犯罪を未然に防止する環境をつくる必要があります。

交通事故及び刑法犯発生件数は年々減少していますが、更なる減少を目指すために行政と地域、関係機関・団体が連携を強化し、安全で安心な環境づくりを進める必要があります。

【施策の方向】

警察を中心とした関係機関・団体との連携を図り、交通安全への意識の高揚や施設の充実に努めるとともに、地域防犯体制の充実を図り、町民の暮らしのニーズに対応した安全で安心な環境づくりを推進します。

【主要な取組】

(1)交通安全意識の高揚

交通事故の発生を防止するため、粕屋警察署や交通安全協会宇美支部などと連携して、子どもから高齢者まで、年齢層に応じた交通安全教育を実施します。また、飲酒運転撲滅のPR、交通安全運動の展開などを通して町民の交通安全意識の高揚を図ります。

(2)安全な道路環境の確保

県公安委員会に対する信号機・横断歩道など交通安全施設の設置要請、歩道、防護柵などの設置及び維持管理、道路線形改良の促進など道路環境の整備を計画的に進めます。

特に通学路の安全確保については、「宇美町通学路交通安全プログラム」に基づく安全点検・環境整備を行います。

(3)防犯意識の高揚

警察や関係機関・団体との連携のもと、広報による啓発活動や情報提供などを通じて、町民の防犯意識の高揚を図ります。

また、犯罪被害者などの支援のための体制整備を推進します。

(4)防犯環境の充実

自治会や校区コミュニティ、粕屋警察署少年補導員、小・中学校PTA、事業所などによる自主的な地域・学校などの安全活動を促進し、防犯活動の体制強化を図ります。

また、自治会との連携により、必要な箇所への防犯灯の整備（LED化）を進めるとともに、適切な維持管理に努めます。

《関連する計画》

第10次宇美町交通安全計画（平成29年3月）

宇美町通学路交通安全プログラム（平成28年3月）



原田小学校区コミュニティ夜間パトロール

【課題】

○消費者意識の高揚と消費生活相談窓口の充実が必要です。

町民が安心して豊かな消費生活を営むことができるよう、消費者教育・啓発活動により自立した消費者の育成に努めるとともに、複雑・多様化する消費者問題に適切に対応するため、消費生活相談窓口の充実を図る必要があります。

【施策の方向】

消費者保護に関する啓発などを行うとともに、消費者教育の推進を実施し、自立した消費者の育成に努めます。

消費生活相談センターを糟屋中南部地域で運営し、より細やかな相談対応や情報提供を行います。

【主要な取組】

(1)消費生活に関する情報の提供

関係機関との連携のもと、広報・啓発活動の推進をはじめ、消費者講座の開催や消費者向けパンフレットの配布などを通じて消費者教育・啓発を進めるとともに、消費生活情報の提供、消費者団体の活動支援を進め、自立した消費者の育成を図ります。

また、最近被害の多い振り込み詐欺や不当・架空請求、家屋の点検・リフォーム商法などの情報について、広報うみやホームページなどを活用して積極的に提供します。

(2)消費生活相談の実施

かすや中南部広域消費生活センターにおいて、月曜日から金曜日までの週5日間専門相談員による消費生活相談を実施します。また、宇美町消費生活相談窓口においても週1回、専門相談員による出張相談を実施し、被害発生時における問題解決のためのアドバイスなどを行います。

(3)高齢者へのサポート

高齢者が被害にあわないためのアドバイスや、被害にあった場合の対応を関係機関などと連携してサポートします。

(4)消費者教育の推進

啓発活動や専門相談員による消費者講座を実施し、自立した消費者として合理的な判断ができるような取組を行っていきます。



かすや中南部広域消費生活センター

基本目標③ 人にやさしく、健やかに暮らせるまち

65歳以上の高齢者の割合が26%を超える超高齢社会にあって、高齢者が心身ともに健康で生きがいを感じて暮らすことができるような環境づくりに努めます。

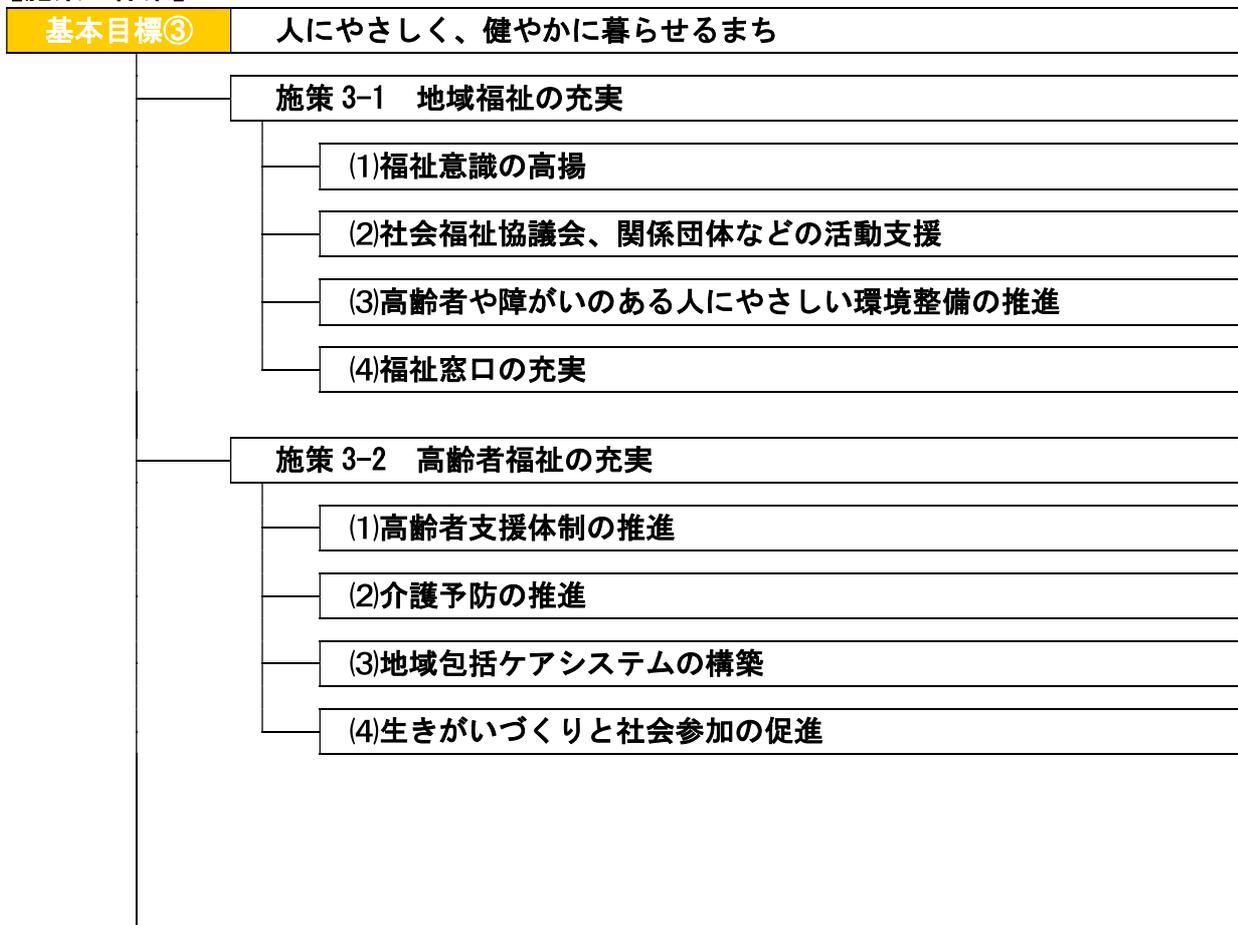
障がいのある人の社会参加を促進するために良質な福祉サービスの提供に努め、障がいのある人もない人も地域でともに生活できる「共生の社会」に向けた取組を推進します。

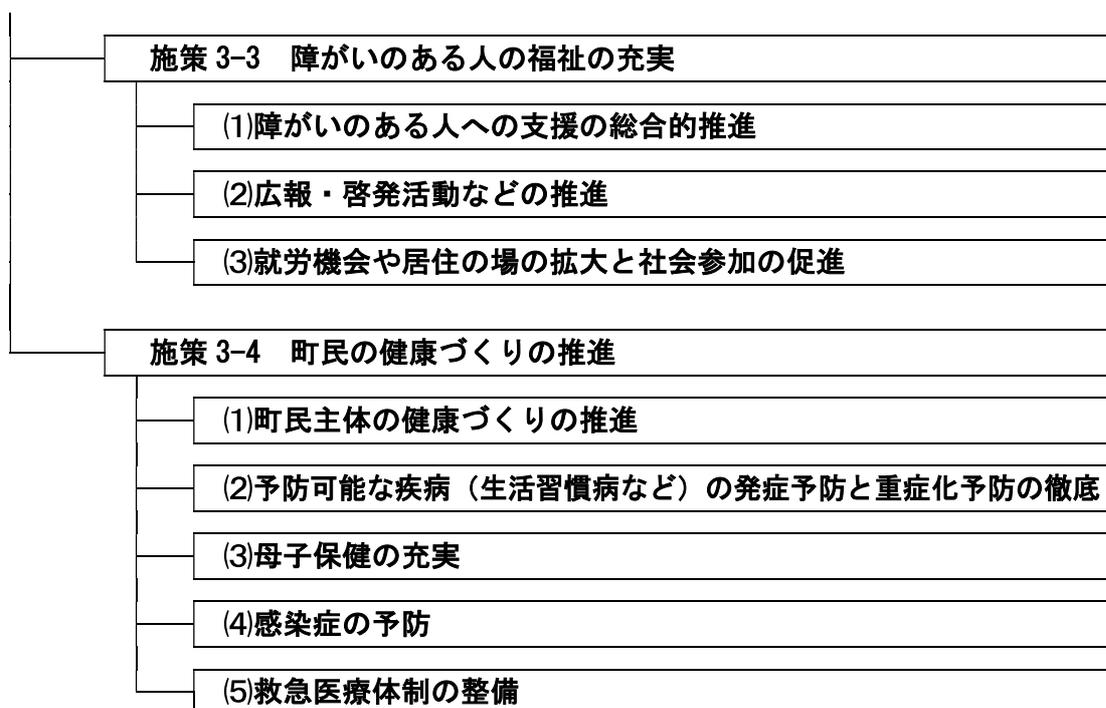
自らの健康は自らで守ることを基本とし、すべての町民が元気で健康に暮らすための健康づくり事業を推進します。

【成果指標】

指標名	基準値 (2017年度)	目標値 (2022年度)
「地域福祉の充実」施策に満足している町民の割合	20.0%	25.0%
「高齢者福祉の充実」施策に満足している町民の割合	20.0%	25.0%
「障がいのある人の福祉の充実」施策に満足している町民の割合	15.7%	20.7%
学童期における高血糖児の割合	29.5% (2016)	15.0%
健診で高血糖が発見され、治療を開始した町民の割合	37.2% (2016)	62.0%

【施策の体系】





【課題】

○誰もが住み慣れた地域の中で安心して暮らせる環境づくりに向け、各種団体との連携強化、地域を交えた地域福祉の向上が必要です。

誰もが住み慣れた地域の中で、支え合いながら安心して暮らすことができるよう、町民の地域福祉の高揚を図るとともに、社会福祉協議会をはじめとする各種団体や地域との連携を強化し、地域福祉活動を充実させることが必要です。

【施策の方向】

誰もが住み慣れた地域の中で安心して暮らせる環境づくりに向けて、社会福祉協議会をはじめ、民生委員・児童委員協議会、障がい者団体、福祉事業者、学校、ボランティア団体、校区コミュニティなど各種団体との連携を強化するとともに、さらに多くの町民の福祉活動への参画を促進し、地域も交えた地域福祉の向上に努めます。

【主要な取組】

(1)福祉意識の高揚

広報・啓発活動や福祉教育の推進、福祉イベントの開催、地域住民との交流事業や世代間交流の実施などを通じて、町民一人一人に高齢者や障がいのある人などに対する正しい知識の普及に努め、福祉意識の高揚とノーマライゼーションの理念の浸透を図ります。

(2)社会福祉協議会、関係団体などの活動支援

地域福祉を推進する社会福祉協議会をはじめ、民生委員・児童委員協議会の活動充実、関係団体の活動支援に努め、地域に密着した各種福祉活動の活発化を促進します。

特に、社会福祉協議会、ボランティアセンターと連携を図り、福祉ボランティアの育成及びネットワーク化、身近な地域を単位とした助け合い活動を支援します。

(3)高齢者や障がいのある人にやさしい環境整備の推進

関係部門、関係機関・団体が一体となって、住宅環境の整備、防災・防犯・交通安全対策の充実を図るほか、住み慣れた地域での生活を支援するなど高齢者や障がいのある人が住みよいまちづくりを総合的に推進します。

(4)福祉窓口の充実

福祉サービスの利用や相談などが気軽に行えるように、窓口のわかり易さ、サービスの向上に更に努めます。

《関連する計画》

- 宇美町総合福祉計画（平成 28 年 3 月）
- 宇美町障がい者基本計画（平成 30 年 3 月）
- 宇美町障がい者福祉計画（平成 30 年 3 月）
- 宇美町障がい児福祉計画（平成 30 年 3 月）
- 宇美町高齢者福祉計画（平成 30 年 3 月）

《用語解説》

ノーマライゼーション…障がいのある人や高齢者がほかの人々と等しく生きる社会・福祉環境の整備、実現を目指す考え方

【課題】

○高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らせるよう、地域が一体となって高齢者を支える環境をつくる必要があります。

高齢者の日常的な暮らしを支えるとともに、地域の中でいきいきと生活を送っていただけるよう、社会参加や在宅生活への支援、介護保険事業の充実を地域とともに構築していく必要があります。

【施策の方向】

高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らせるよう、社会参加や在宅生活への支援を充実するとともに、介護保険事業の充実を努め、共に支え合う地域づくりの推進に努めます。

【主要な取組】

(1)高齢者支援体制の推進

宇美町高齢者福祉計画及び福岡県介護保険広域連合の介護保険事業計画に基づき、制度やサービスの周知をはじめ、サービスの質の向上、苦情・要望への適切な対応など、総合的な推進体制の強化を図ります。

また、地域包括支援センターを核に、介護予防ケアマネジメントや総合的な相談、権利擁護などを行う包括的支援事業を効果的に推進します。

(2)介護予防の推進

加齢に伴って生じる心身の変化に起因する予防可能な疾病のリスクを早期に発見するため、介護予防対策者把握事業、総合相談事業、健診データなどを活用し、個々にあった予防事業を紹介します。また、校区コミュニティでの介護予防教室を全町的に実施し、介護予防の推進と社会参加の機会を提供します。

(3)地域包括ケアシステムの構築

①在宅医療・介護連携の推進

医師会、歯科医師会などの関係団体、ケアマネジャーをはじめとする地域における多職種連携を図り、適切な支援につなげます。

②認知症施策の推進

医師会、警察署などの関係団体・機関と連携して地域における連携システムの構築を図るなど、認知症の方の住み慣れた地域での生活を支援します。

③地域ケア会議の実施・拡充

個別ケースを多職種で検討する地域ケア会議を開催し、高齢者個人に対する支援の充実やそれを支える社会基盤の整備を図ります。

④生活支援の充実・強化

地域ニーズと生活支援サービス提供事業者とのマッチングにより高齢者個人に「自立支援」の考え方に基づいた必要なサービスが提供されるよう、適切な支援をします。

(4)生きがいづくりと社会参加の促進

高齢者が生きがいを持って豊かな生活を送れるよう、老人クラブ活動の支援や高齢者の学習・健康づくり・交流の場の提供に努めます。

また、高齢者の経験・知識・技能が発揮できるよう就業、社会参加を促進します。

《関連する計画》

宇美町総合福祉計画（平成 28 年 3 月）

宇美町高齢者福祉計画（平成 30 年 3 月）

《用語解説》

地域包括支援センター…高齢者の方が住み慣れた地域で、安心して生活を継続することができるように、保健・福祉・医療の分野で総合的に支援していくための機関。本町では宇美町役場内に設置されている。

地域包括ケアシステム…高齢者の方が重度な介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制。



介護予防教室



グラウンド・ゴルフ

【課題】

○障がいのある人が地域で生きがいを感じ、安心して暮らせる環境をつくる必要があります。

障がいのある人が地域社会において様々な活動に参加し、自立した生活を送っていくための社会環境を構築する必要があります。

【施策の方向】

障がいのある人が地域社会の一員として自立した生活ができるよう、自立支援サービスの定着や充実を図るとともに、地域と関わり合える社会環境づくりを推進します。

【主要な取組】

(1)障がいのある人への支援の総合的推進

宇美町障がい者基本計画、宇美町障がい者福祉計画及び宇美町障がい児福祉計画に基づき、居宅介護（ホームヘルプ）や重度訪問介護をはじめとする各種サービス、自立のための訓練や就労の支援のための事業などに対する給付の実施、相談の支援や日常生活用具の給付・貸与、移動の支援をはじめとする地域生活支援事業の推進など、障がい福祉サービスの適切な提供を図ります。

(2)広報・啓発活動などの推進

ノーマライゼーションの理念に基づいたまちづくりを進めるため、広報・啓発活動や福祉教育、交流事業の推進に努めます。

(3)就労機会や居住の場の拡大と社会参加の促進

関係機関との連携のもと、就労相談の充実や事業所への障がいのある人の雇用を支援する各種制度の周知・啓発に努めるとともに、福祉的就労機会の充実に努め、居住の場の拡大を図り、障がいのある人の社会参加を促進します。

《関連する計画》

宇美町総合福祉計画（平成 28 年 3 月）

宇美町障がい者基本計画（平成 30 年 3 月）

宇美町障がい者福祉計画（平成 30 年 3 月）

宇美町障がい児福祉計画（平成 30 年 3 月）

【課題】

○町民自らが健康管理を行い、健康増進活動に取り組む環境づくりが必要です。

すべての町民が生涯にわたって健康で暮らせるよう、自分自身の健康状態を的確に把握し、適切に健康増進活動に取り組める（参加できる）環境をつくる必要があります。

【施策の方向】

すべての町民が生涯を通じて健康で元気に暮らせるように、「自分の健康は自分で守り・つくる」という意識を醸成するとともに、健康的な生活習慣づくりによって疾病の発症を予防する一次予防に重点を置き、ライフステージに応じた健康づくりサービスを提供できるよう、保健・医療・福祉の連携を図りながら総合的に健康づくりを推進します。

また、町民の健康づくり（健康管理）を経営的な視点から考え、戦略的に実践することにより、健康寿命の延伸にとどまらず地域の生産性・創造性の向上、さらには医療費削減など多岐に渡る効果を発揮する「健康づくり経営」を目指します。

【主要な取組】

(1)町民主体の健康づくりの推進

町民一人一人が、自分の心身の状況を理解し、健康的な生活ができるように、正しい知識の普及や健康づくりの意識高揚を図ります。

また、ライフステージに応じた、町民の主体的な健康づくりを支援します。

(2)予防可能な疾病（生活習慣病など）の発症予防と重症化予防の徹底

予防可能な疾病のリスク及び疾病の早期発見のため、健診・検診の受診率の向上を図ります。

また、健診データをもとに、適切な疾病予防ができるよう保健指導や健康教育、健康相談など健診後のフォロー体制の充実を図ります。

(3)母子保健の充実

子どもの成長、発達の原理を理解した上で、子どもの生活環境を作っていくことが将来の生活習慣病の予防につながることから、妊娠期からの健康診査・保健指導をはじめ、母子健康手帳の交付、健康教育、乳幼児健康診査、訪問指導など各事業の一層の充実に努めます。

(4)感染症の予防

感染症の罹患と重症化を予防するため、予防接種についての情報提供を行い、予防接種法に基づく定期接種の接種率の向上を図ります。

また、関係機関との連携のもと、新型インフルエンザなどの感染症に関する正しい知識の普及や危機管理体制の強化に努めます。

(5)救急医療体制の整備

医師会や医療機関との連携・協力により、休日・夜間の救急医療体制の確保と地域救急医療体制の充実に努めます。

《関連する計画》

宇美町新型インフルエンザ等対策行動計画（平成 26 年 10 月）

宇美町保健事業実施計画（平成 30 年 4 月）

宇美町特定健診等実施計画（平成 30 年 4 月）

宇美町健康増進計画（平成 30 年 7 月）

基本目標④ 次代の担い手を育み、自己実現を進めるまち

少子化社会と多様化する保育ニーズに対応するため、「子育てするなら宇美で」を合い言葉に、子育てしやすい環境づくりを推進します。

学校においては、基礎的基本的な学力や自ら学び考える力などの確かな学力、他を思いやる心や郷土を愛する心などの豊かな心、たくましく生きるための健康や体力などの3つを包括する「生き抜く力」の育成を推進します。

すべての町民が生涯にわたって学び、楽しみ、その成果を地域に生かせる施策を推進するとともに、互いの人格を尊重し、支え合うことができる社会の実現に向けた取組を推進します。

子どもたちの多様な体験活動を促進し、心身ともに健全な青少年育成に努めます。

2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催決定など、国内でもスポーツに対する関心が高まっています。今後も、健康づくりの推進、体力・運動能力の向上に向け、町民が生涯にわたり、それぞれのライフステージに応じてスポーツ・レクリエーション活動を楽しめるよう、活動機会の提供と施設の適切な管理・運営に努めます。

豊かな自然に包まれたまちの歴史・文化を学び、郷土の誇りを育む施策を推進します。

子ども読書活動の推進を図るとともに、町民が読書に親しむ環境づくりに努めます。

【成果指標】

指標名	基準値 (2017年度)	目標値 (2022年度)
「子育て支援の充実」施策に満足している町民の割合	16.3%	21.3%
「将来の夢や目標を持っている」児童生徒の割合(「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」の合計)	小学生 88.6% 中学生 74.3%	県平均値以上
生涯学習活動(趣味や文化・スポーツなど)をした町民の割合(「ほぼ毎日」～「月に数回程度」の合計)	25.2%	40.0%

【施策の体系】

基本目標④

次代の担い手を育み、自己実現を進めるまち

施策 4-1 子育て支援の充実

(1)保育の量的拡大及び質の向上

(2)放課後児童クラブの充実

(3)地域子育て支援事業の充実

(4)子育て世帯に対する経済的支援

(5)子どもの最善の利益を守る環境づくり

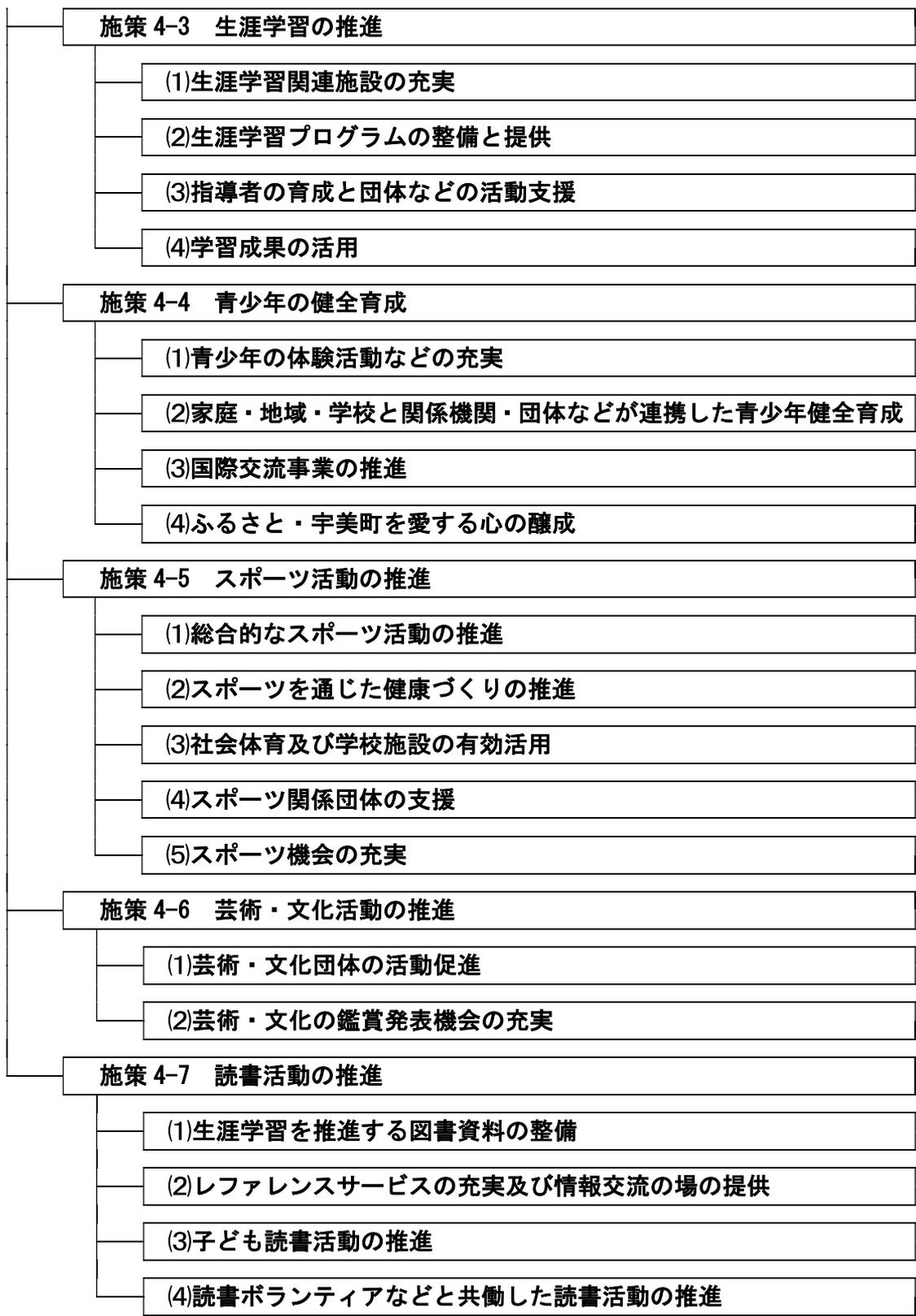
(6)子育て支援の人材育成

施策 4-2 学校教育の充実

(1)生き抜く力の育成

(2)学校運営への参画促進

(3)教育環境の整備



【課題】

○多様な子育てニーズに対応するための環境の整備・充実が必要です。

多様化している子育てニーズに対応するため、将来的な保育需要に配慮した適切な保育環境の整備や保育内容の充実・質の向上、子育て支援センターや病児保育、ファミリー・サポート・センター事業などの支援充実など幅広い支援環境づくりが必要となっています。

【施策の方向】

保育の量的拡大と質の向上を図るとともに、地域での子育て支援を推進するなど安心して子どもを産み育てられる環境づくりに取り組みます。

【主要な取組】

(1)保育の量的拡大及び質の向上

民間活力の導入をはじめ、保育施設の環境整備を進めます。

また、保育士の確保と職員の資質の向上に努め、保育内容の充実を図ります。

(2)放課後児童クラブの充実

放課後児童クラブ施設の環境整備を進めるとともに、町で定める基準を順守し、安定的な運営を行います。

(3)地域子育て支援事業の充実

子育て支援センター、ファミリー・サポート・センター事業の充実を図り、地域における子育てを支援します。

また、子育てに関係する施設及び事業展開の拠点であるうみハピネスにおいて、相談支援体制の充実を図ります。

(4)子育て世帯に対する経済的支援

児童手当・児童扶養手当・子ども医療費などの給付により、子育て世帯の経済的負担軽減と生活の安定を図ります。

(5)子どもの最善の利益を守る環境づくり

関係機関や団体などと連携し、児童虐待防止対策の充実を図ります。

また、保健師が実施する乳幼児全戸訪問にあわせて、養育支援員による訪問事業を行うなど、家庭での適切な養育の実施の確保に努めます。

(6)子育て支援の人材育成

子育て支援ボランティアの育成や子育て支援サークルの活動を支援します。

《関連する計画》

宇美町子ども・子育て支援事業計画（平成 27 年 3 月改訂）

《用語解説》

ファミリー・サポート・センター事業…子育ての支援を受けたい人（おねがい会員）と支援（預かり）ができる人（まかせて会員）が会員登録し、相互支援活動（有料）を行うもの。本町では、健康福祉センターうみハピネス内に事務所を設置し、アドバイザーが常駐して、会員登録のための定期的な講習会の開催や会員間の橋渡しを行っている。

養育支援員…子育てに関する研修を受講し、子育て中の親の育児支援及び子どもの発達に応じた支援を行うサポーター。

【課題】

○「生き抜く力の育成」のための組織的・継続的な取組の推進が必要です。

学校・家庭・地域が連携して、知・徳・体を包括する「生き抜く力の育成」に関する取組を組織的・継続的に推進することが必要です。

○安全かつ快適な施設を維持するため、計画的な整備が必要です。

学校施設の老朽化に対し、安全で快適な学習環境を維持するため、児童生徒数の推移を勘案しつつ計画的に整備することが必要となっています。

【施策の方向】

職員研修の充実などを通して確かな学力を身に付けるための効果的な指導法や学び方などの研究を行うほか、町立図書館の活動と連携し、読書を通して意欲的に自ら考え、表現する力を育みます。

また、小中連携による基本的な学習及び生活習慣の育成「う・み・し・ぐ・さ」（傾聴、清掃、挨拶、立腰及び奉仕の指導）の徹底を通して、学力向上の基盤となる健やかな心と体の育成を図るとともに、規範意識の向上を目指します。

さらには、コミュニティ・スクールの一層の推進を図ることによって、学校・家庭・地域の連携を深め地域住民の学校運営への参画を促進するとともに、教育環境の整備を計画的に推進します。

【主要な取組】

(1)生き抜く力の育成

学力の向上については、年3回の検証改善サイクルを実施することによって、各学校の学力向上プランの充実を図るとともに、子どもの主体的な学びを喚起する学習や自分の考えを他者に説明する力の育成に力点を置いた学習などの視点を重視して、授業改善を一層推進します。また、一人一人の課題に応じた少人数指導や補充学習、家庭学習の充実を図るとともに、特別な教育的支援を必要とする児童生徒についての実態把握に努め、よりきめ細やかで継続的な指導を行っていきます。

さらに、基本的な学習及び生活習慣の育成「う・み・し・ぐ・さ」の徹底を図り、学力向上の基盤となる健やかな心と体の育成を図り、規範意識の高揚を目指すとともに、町立図書館との連携による学校図書室の機能充実を通して、本に親しむ習慣づくりを推進します。

加えて、各教科や総合的な学習の時間などでの食に関する学習、学校給食を通じた食生活の改善や栄養学習、家庭と連携した「弁当の日」の実施などを通じて、児童生徒の健全な心身と豊かな人間性を育みます。

(2)学校運営への参画促進

コミュニティ・スクールを通して、地域のひと・もの・ことを積極的に授業に取り入れ、「保護者、地域が学校で活躍する場づくり」とともに「子どもが家庭、地域に貢献できる場づくり」を積極的に進めます。

また、それぞれの取組についての情報を積極的に発信します。

(3)教育環境の整備

安全かつ快適な学校施設・設備を維持するため、計画的に施設の整備を図るとともに、児童生徒の学習意欲を高め、学習理解を促進できるようICT環境の充実を図ります。

また、適応指導教室や教育相談室と学校との連携を強め、教育相談や支援体制の効果的な運営を図るとともに、保護者と保育園・幼稚園・小学校・中学校及び教育委員会が連携しながら、最適な就学の在り方について相談できる環境づくりを進めます。

さらに、教職員として必要な識見を獲得できる研修会の充実を進めるとともに、福岡教育

大学との連携事業を推進して専門性に優れた講師を招請することで、教職員としての実践的指導力を高める研修の充実も進めていきます。

《関連する計画》

宇美町教育大綱

宇美町教育振興基本計画

《用語解説》

コミュニティ・スクール…学校・保護者・地域の三者で子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組み。

ICT…情報や通信に関する技術。



「う・み・し・ぐ・さ」の取組（清掃）



地域の方による〇付け（宇美小学校）



小中連携授業改善研修会における道徳科の公開授業

【課 題】

○ライフステージに応じた学びと交流を推進することが必要です。

町民の学習ニーズを把握しながら学習プログラムの充実を図り、総合的な学習環境づくりを進めていく必要があります。

また、町民の学習成果をまちづくり・地域づくりに生かす環境づくりが必要です。

【施策の方向】

子どもから高齢者まで、生涯にわたって自らを高め、豊かな人生を送れるよう、主体的に学ぶことができる生涯学習の機会の充実に努めます。

また、町民の学習成果をまちづくり・地域づくりに生かす環境づくりに努め、生涯学習を基盤とした町民参画を促進します。

【主要な取組】

(1)生涯学習関連施設の充実

生涯学習活動の拠点となる地域交流センター「うみ・みらい館」をはじめとした生涯学習関連施設において町民のニーズに応じた管理運営を行い施設の有効活用を図ります。

(2)生涯学習プログラムの整備と提供

町民の多様な学習ニーズの把握に努め、生涯学習関連講座などによる学習活動の場の充実を図るとともに、広報誌や町ホームページなどによる情報提供についても充実を図ります。

(3)指導者の育成と団体などの活動支援

様々な分野における指導者やボランティアの育成・確保に努めるとともに、各種の社会教育団体、学習団体・グループの育成・支援に努めます。

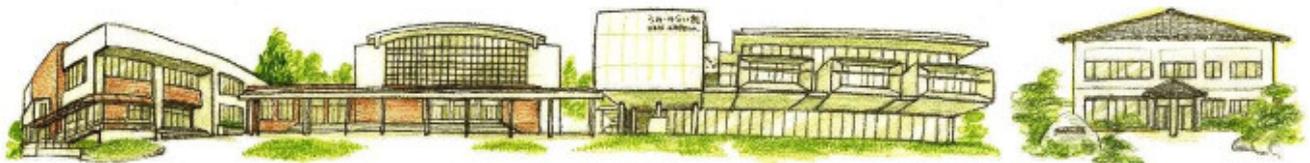
(4)学習成果の活用

町民の学習活動を支援し、学習の成果をまちづくり・地域づくりに生かす生涯学習社会の実現のために、学習の成果を発揮できる環境づくりに努めます。

《関連する計画》

宇美町教育大綱

宇美町教育振興基本計画



【課題】

○家庭・地域・学校と関係機関・団体などが連携した、みんなで青少年を育む地域づくりが必要です。

心豊かでたくましい青少年を育むため、家庭での教育はもちろんのこと、地域・学校と関係機関・団体が共通理解の上、一体となった取組を進める必要があります。

○ふるさと・宇美町を愛する心を醸成する活動を展開することが必要です。

ふるさと・宇美町を深く知り、愛する心を醸成し、郷土に進んで貢献しようとする子どもたちを育てるため、様々な場面で郷土に対する理解と関心を深める活動を展開することが必要です。

【施策の方向】

青少年の健全育成を図るため、家庭・地域・学校と関係機関・団体などが一体となって青少年の体験活動や国際交流事業、ふるさと・宇美町を愛する心の醸成などに取り組む体制を確立します。

また、青少年団体の育成・支援を推進するとともに、みんなで青少年を守り育てる社会環境の整備を図ります。

【主要な取組】

(1)青少年の体験活動などの充実

子どもたちに多様な体験活動や学習の場を提供することで、子どもの自主性・主体性・創造性の確立を図ります。

(2)家庭・地域・学校と関係機関・団体などが連携した青少年健全育成

青少年の健全育成を図るため、家庭・地域・学校と関係機関・団体などが連携し、家庭や地域の教育力向上に努めるとともに、青少年関係団体の活動及び各種事業を支援し、自主的な活動が実践できる次代のリーダーの育成を推進します。また、青少年をめぐる非行や犯罪被害の予防と抑止を図るため、有害環境の浄化活動などを促進します。

(3)国際交流事業の推進

国際交流事業を通じ、国際相互理解と国際友好親善の促進を図ります。

なお、本町においては、大野城築城に関する歴史的なつながりにより、昭和 61 (1986) 年から大韓民国忠清南道扶餘教育支援庁との学生相互交流を行っており、この交流をさらに充実させ継続的に実施するとともに、交流の成果を次世代につなげていく活動を展開します。

(4)ふるさと・宇美町を愛する心の醸成

まちの将来を担う子どもたちが、自分たちの暮らす地域を深く知り、郷土愛を育むことができるよう、地域コミュニティや世代間のふれあいを重視し、地域と連携して青少年の育成を図ります。

学校教育で行われる社会科や生活科、総合的な学習の時間での郷土教育、毎年、新成人で組織される実行委員会により企画・運営される成人式、町制施行 100 周年記念事業など、青少年期から成人に至るまでの過程を通じて、ふるさと・宇美町を再認識し、愛する心を醸成する活動を展開します。

《関連する計画》

宇美町教育大綱

宇美町教育振興基本計画



【課題】

○スポーツ活動を通じた生きがいづくりや健康増進のための環境づくりが必要です。

すべての町民が生涯を通じて気軽にスポーツへ参加し、健康の増進や体力の向上が図れるよう、スポーツ活動の環境を充実させる必要があります。

【施策の方向】

すべての町民がそれぞれの体力や年齢に応じたスポーツ活動を行える環境づくりに努めます。

また、スポーツを行う個人・団体が、安全かつ継続的にスポーツに親しむことができるための施設の適切な管理・運営に努めます。

【主要な取組】

(1)総合的なスポーツ活動の推進

国のスポーツ基本計画、県のスポーツ推進計画に基づいて、町のスポーツ推進計画を策定し、総合的なスポーツ活動を推進します。

(2)スポーツを通じた健康づくりの推進

町民が気軽に参加できる各種スポーツ大会を関係団体と連携して実施し、スポーツへの参加意欲を高め、町民の健康づくりを推進します。

(3)社会体育及び学校施設の有効活用

既存の社会体育施設などについて、老朽化の状況や利用ニーズに即した維持管理を計画的に進めていくとともに、有効活用に努めます。また、ストック適正化についての研究を進めます。

(4)スポーツ関係団体の支援

スポーツ協会、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ「ふみの里スポーツクラブ」などの支援に努めるとともに、町民の自主的なスポーツ活動の活性化を図ります。

また、町民やスポーツ団体などのニーズを踏まえ、各団体における質の高い指導者の養成を支援します。

(5)スポーツ機会の充実

国、県などからの情報を収集し、子どもから高齢者、障がいのある人など、多くの町民がスポーツに親しむきっかけとなる事業の充実を図ります。

子どものスポーツ活動については、スポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブなどと連携して地域におけるスポーツ機会を充実させるとともに、学校における運動部活動の指導体制を拡充するため、外部指導者の活用を関係団体と連携して実施していきます。

《関連する計画》

宇美町教育大綱

宇美町教育振興基本計画

《用語解説》

総合型地域スポーツクラブ…生涯スポーツ社会の実現に向けて、平成7(1995)年から文部科学省が実施するスポーツ振興施策の一つで、多種目、多世代、多志向の住民ニーズに応じて展開される地域密着型のスポーツクラブ。

スポーツ施設のストック…地域ごとに求められるスポーツ施設の量や質。

施策 4-6 芸術・文化活動の推進

【課題】

○芸術・文化活動を通じた生きがいがづくりが必要です。

芸術・文化の鑑賞機会や発表機会の充実を通じて、町民の生きがいを進める必要があります。

【施策の方向】

町民主体の芸術・文化活動を支援するとともに、関係団体と連携して芸術・文化の鑑賞機会や発表機会の充実に努めます。

【主要な取組】

(1) 芸術・文化団体の活動促進

文化協会をはじめ各種芸術・文化団体の育成・支援に努め、町民の自主的な芸術・文化活動の一層の活発化を促します。

また、広域で行われる芸術・文化行事を通じ、各種芸術・文化団体の交流促進に努めます。

(2) 芸術・文化の鑑賞発表機会の充実

町の特色を生かした魅力ある芸術・文化活動を推進するため、「宇美町民文化のつどい」などの事業をはじめ多様な芸術・文化を鑑賞する機会と活動成果を発表する機会の充実に努めます。

《関連する計画》

宇美町教育大綱

宇美町教育振興基本計画



「宇美町民文化のつどい」舞台発表



「宇美町民文化のつどい」作品展示

【課 題】

○生涯にわたる読書活動の推進のための支援が必要です。

子どものころから本に親しみ、読書習慣を身に付け想像力・読解力を育む取組は町立図書館を核として推進できている。今後は子ども読書活動の推進は勿論のこと、滞在型図書館の実現などを通じて生涯にわたる読書活動の推進のため、地域の情報拠点としての機能強化が必要となっています。

【施策の方向】

町民の生涯学習活動を推進するため、人々の暮らしに役立ち、現代的な課題に対応した、そして地域の文化を創造する図書資料や情報の収集・提供に努め、「地域の情報拠点」を目指します。

また、町民やボランティアと共働してより一層の読書活動の推進を図ります。

【主要な取組】

(1)生涯学習を推進する図書資料の整備

町民の学習ニーズに即応した図書資料の新陳代謝を図るとともに、暮らしに密着した地域資料の整備、充実に努めます。

(2)レファレンスサービスの充実及び情報交流の場の提供

「レファレンスサービス」や「課題解決サービス」の提供を促進するため、恒常的な職員のスキルアップを図ります。

また、地域交流センター全体のスペースを有効に活用した「滞在型図書館」の実現や生涯学習関連事業との連携を通じ、町民相互の情報交流を目指します。

(3)子ども読書活動の推進

「第3次宇美町子ども読書活動推進計画」を策定し、町立図書館を核としながら学校(園)・家庭・地域などが連携した子どもの読書活動を推進します。

(4)読書ボランティアなどと共働した読書活動の推進

読書ボランティアの養成、活動支援を進めるとともに、図書館や学校、地域などで活動する読書ボランティアのネットワーク化を図り、共働した取組の実現を目指します。

《関連する計画》

宇美町教育大綱

宇美町教育振興基本計画

第2次宇美町子ども読書活動推進計画(平成27年3月)

《用語解説》

レファレンスサービス…図書館利用者の問い合わせに応じ、図書館資料(本など)や情報源を回答し、調べ物を手助けするサービス。

課題解決サービス…利用者のニーズや地域の実情から課題を把握し、課題解決のために必要な情報を提供するサービス。



宇美町立図書館

基本目標⑤ 産業の振興で活気を生むまち

中小企業の経営基盤強化などを支援し、商工業・サービス業の振興を図るとともに、新たな分野への進出を目指す起業・創業への支援、企業の誘致を進め、地域経済の活性化及び雇用の確保に努めます。

農業の担い手の育成や経営の効率化の推進を図るとともに、農地や森林の持つ多面的な機能にも着目し、その保全に努めます。

豊かな自然や歴史的・文化的資源を生かした観光の振興に努めます。

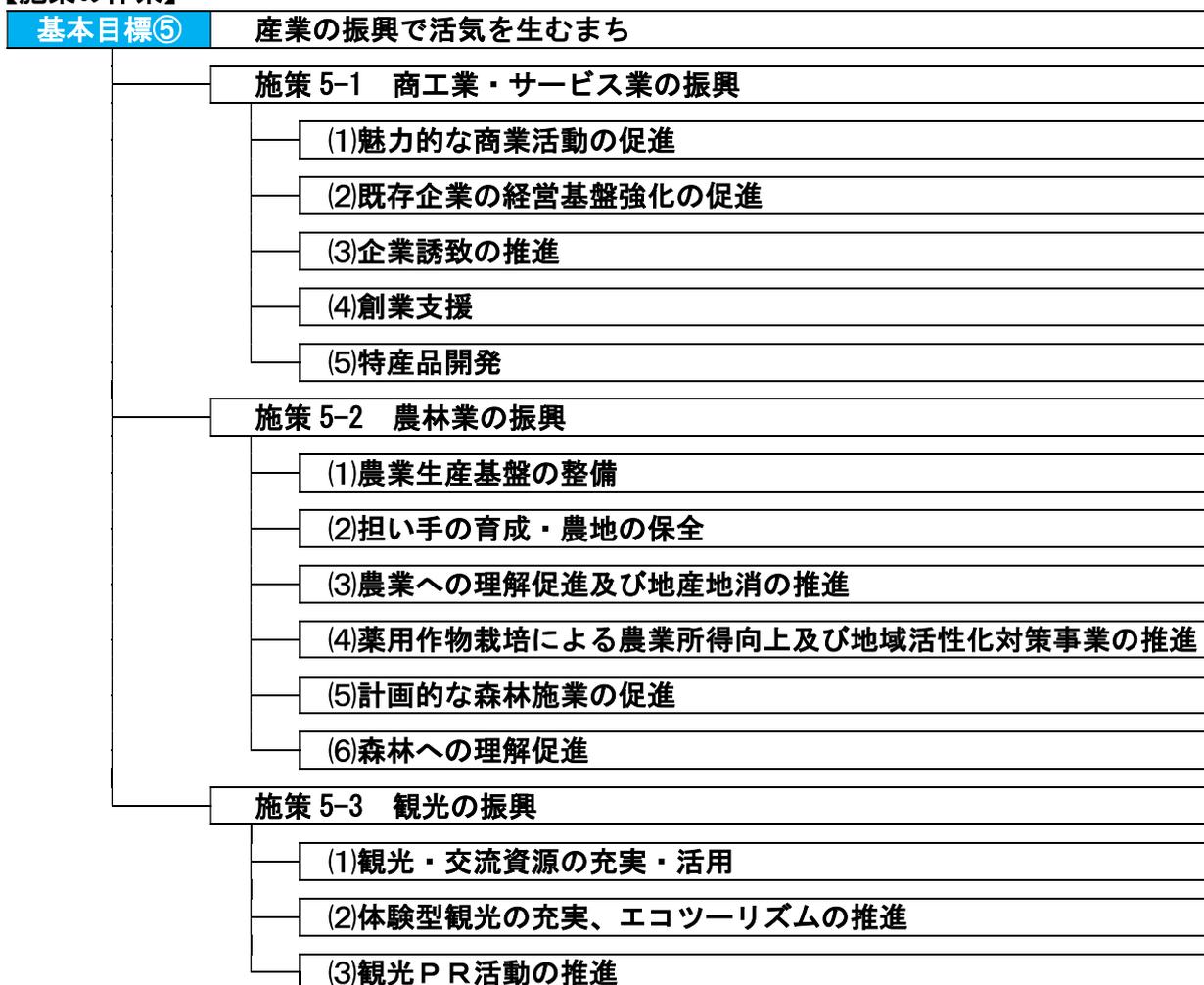
【成果指標】

指標名	基準値 (2017年度)	目標値 (2022年度)
新規開業件数	30件/年	120件以上 (4年間累計)
観光入込客数(年間)	1,115千人	1,225千人
作物栽培を再開した自己保全管理農地面積	—	1,000㎡以上 (4年間累計)

《用語解説》

自己保全管理…生産調整のために休耕している農地をいつでも耕作を再開できる状態に保つこと。

【施策の体系】



【課題】

○商工会と連携し、魅力ある商業環境づくりを進め、商業の活性化を図ることが必要です。

町内の商業活性化のため、商工会と連携し、魅力ある商業環境づくりを進める必要があります。

○企業誘致の推進と雇用の確保が必要です。

企業誘致活動を展開し、産業の振興及び町内雇用の増加を図るとともに町内への移住定住を促す必要があります。

【施策の方向】

活力がみなぎる魅力ある産業づくりの一環として、商工会と連携し、魅力ある商業環境づくりを進め、商業の活性化を図ります。

また、地域経済の活性化と雇用の場の確保に向け、企業誘致を進めるとともに、既存企業の経営基盤の強化を促進します。

【主要な取組】

(1)魅力的な商業活動の促進

商工会との連携のもと、地元業者に対する指導・支援体制の強化を図り、経営の近代化や後継者の育成、新規開業者の発掘など地元商店ならではの地域に密着したサービスを展開します。

(2)既存企業の経営基盤強化の促進

商工会との連携のもと、研修・相談機会の拡充や情報提供の充実など支援体制の強化を図り、経営意欲の高揚や後継者の育成、事業の拡大などを促進します。

また、厳しさを増す経営環境に対応し、各種融資制度の周知と活用を促し、経営体質の改善、経営基盤の強化を促進します。

(3)企業誘致の推進

関係機関との連携のもと、企業誘致活動を展開し、優良企業などの立地を促進するとともに、産業の振興及び町内雇用の増加を図ります。誘致活動の展開に際しては、優遇制度や町有地の有効活用により推進します。

(4)創業支援

創業支援事業計画に基づき、商工会及び金融機関と連携した創業希望者に対する相談窓口を設置するとともに、創業塾を入り口に創業に必要な知識と関係機関の強みを活かした適切な創業支援を行います。

(5)特産品開発

農産物の6次産業化や観光、ふるさと応援寄附制度における返礼品などと連携した特産品の開発及び販売を促進します。

【課題】

○農業生産基盤の整備とともに、農地の利用集積などにより農地を保全することが必要です。

町内の農業を維持していくため、農業生産基盤の整備とともに、農地の利用集積などにより農地の保全を進め、認定農業者制度の拡大を推進するなど担い手の育成に努める必要があります。

○計画的な森林整備が必要です。

森林所有者との合意形成を図りながら、計画的な森林整備を行う必要があります。

【施策の方向】

計画的な農業生産基盤の整備、農地の利用集積による効率的な農地利用を促進し、農産物の需給動向に即した生産性の高い農業を目指します。

森林が持つ水源涵養、山地災害の防止機能などの多面的機能に着目し、計画的な森林整備を図るとともに、木材の有効活用に向けた伐採を進めます。

農作物や木にふれることを通じて、農林業への親しみと理解を深めます。

【主要な取組】

(1)農業生産基盤の整備

国、県などの補助事業を活用し、農業用施設の改修などを計画的に行います。

また、防災機能強化のため、ため池などの点検・整備を計画的に行います。

(2)担い手の育成・農地の保全

認定農業者制度などの農業振興推進事業の活用を進めるとともに、後継者不足や高齢化などにより耕作できなくなった農地の利用集積を推進し、担い手の育成、農地の保全に努めます。

(3)農業への理解促進及び地産地消の推進

町民農園での農作物の栽培・収穫を通じて土に親しみ、農業に対する理解を深めます。

また、J Aや小売店と連携した地元農産物の販売促進、家庭・学校・保育園における食育の取組と連携した地産地消を推進します。

(4)薬用作物栽培による農業所得向上及び地域活性化対策事業の推進

付加価値の高い「薬用作物」を町の特産品として栽培し、農業所得向上や中山間地域の農業問題解消を図るとともに、学校や町内外の企業と連携し特産品を活用した商品化を広めることで地域の活性化を促進します。

(5)計画的な森林施業の促進

森林所有者の整備・保全意識の高揚、荒廃森林再生事業への合意形成を図りながら、計画的な森林整備を行うとともに、木材の利用促進を図ります。

(6)森林への理解促進

町民が木とふれあう機会を設け、森林への理解促進に努めます。

《関連する計画》

宇美町森林整備計画（平成 27 年 4 月）

《用語解説》

農地の利用集積…農業の担い手に対し、農地の利用権、使用貸借権などにより農地の利用を集約化すること。耕作放棄地などの農地を集積することにより、農地の効率的な利用、生産性を高め経営規模の拡大を図ること。

認定農業者制度…意欲と能力のある農業者が自らの経営を計画的に改善するため「農業経営改善計画」を作成し、町が認定する制度。

【課 題】

○積極的な観光PR活動の推進と観光資源の活用が必要です。

宇美町は福岡都市圏に位置し、豊かな自然と宇美八幡宮や大野城跡をはじめとする歴史的・文化的資源があります。しかしながら、観光地としての認知度が低く、まちなぎわいをつくる交流人口の増加を図るため、積極的な観光PR活動の推進と、近隣市町と連携した観光資源の活用を図る必要があります。

【施策の方向】

交流人口の増加による地域活性化に向け、多様化、高度化する観光・レクリエーションニーズに即した多面的な取組を一体的に推進し、観光・交流機能の拡充に努めます。

【主要な取組】

(1)観光・交流資源の充実・活用

既存の観光・交流施設の整備及び維持管理を推進し、イベントの充実や町内観光・交流資源のネットワーク化を図りながら、通年型の観光の確立を図ります。

また、一本松公園（昭和の森）を自然的資源に恵まれた魅力ある公園として利活用し、PR活動に努め、観光振興につなげます。

(2)体験型観光の充実、エコツーリズムの推進

自然環境や歴史・文化など、地域の資源を活用した体験型観光の充実に努めます。

また、地域ぐるみで自然環境や歴史・文化などの宇美町固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指す「エコツーリズム」を推進します。

(3)観光PR活動の推進

観光パンフレットの作成や観光情報サイトの充実、マスメディアやSNSの活用などを通じ、本町の観光について積極的にPRし、認知度を高めます。

また、福岡都市圏や糟屋中南部地域などを範囲とした観光ルートづくりやPR活動の推進など、広域的な枠組みによる観光振興施策を推進します。

《用語解説》

交流人口…外部からその地域を訪れる（交流する）人口のこと。



宇美八幡宮



河原谷の大つらら（難所ヶ滝）

基本目標⑥ 住みやすい環境づくりを進めるまち

近隣都市や商業施設などへの移動時間の短縮を図るために、幹線道路の整備を推進し、道路ネットワークを構築するとともに、歩行者と走行車両の安全性や快適性の向上を図る生活道路の交通安全施設などの設置に努めます。

また、公共交通については、地域特性や利用者ニーズに即した誰にも使いやすいきめ細やかな公共交通網の構築を促進します。

町内に点在する都市機能を立地誘導・集約し、これらを活用した町の魅力の向上、にぎわいの醸成に努めます。

上水道については安定供給を継続し、下水道については公共下水道事業などを推進します。

【成果指標】

指標名	基準値 (2017年度)	目標値 (2022年度)
「道路・交通網の充実」施策に満足している町民の割合	24.2%	29.2%
「都市機能の立地誘導・集約」施策に満足している町民の割合	14.9%	19.9%
「上・下水道の整備」施策に満足している町民の割合	41.7%	46.7%

【施策の体系】

基本目標⑥

住みやすい環境づくりを進めるまち

施策 6-1 道路・交通網の充実

(1) 幹線道路ネットワークの形成

(2) 生活道路の利用環境の維持・向上

(3) 公共交通ネットワークの形成

施策 6-2 都市機能の立地誘導・集約

(1) 都市機能の立地誘導・集約化

(2) 中心市街地の機能充実

(3) 住居表示整備事業の実施

施策 6-3 上・下水道の整備

(1) 水道施設などの計画的な更新

(2) 上下水道事業の健全運営

(3) 下水道整備の推進

(4) 上下水道に対する意識の高揚

【課題】

○町内道路網の計画的な整備などによる安全性・利便性向上が必要です。

町内を走る主要地方道の計画的な整備に合わせ、町内幹線道路や生活道路の安全性、利便性の向上、公共交通の利便性向上を図る必要があります。

【施策の方向】

本町から他市町へのアクセスの向上と町内地域間の連携強化、安全性・利便性向上のため、町全体の交通網や交通需要などを把握し、町内道路網の計画的な整備を行うとともに整備済み道路の適正な維持管理を行います。

また、公共交通の乗継改善による利便性の向上に向けて取り組みます。

【主要な取組】

(1)幹線道路ネットワークの形成

本町と他の市町間を結ぶ広域幹線道路や、町内の移動を支える幹線道路で構成される幹線道路ネットワークの構築に向け、関係機関と連携しながら将来の財政的負担を踏まえ、未整備区間の整備を促進します。また、移動時間の定時制が図れ、さらなる利便性の向上につながるよう努めます。

(2)生活道路の利用環境の維持・向上

生活道路については、地域の要望に応じた安全対策を実施します。特に通学路の安全性向上のため、危険箇所の改善や歩行空間の確保に努め、沿道環境や景観に配慮した安全で快適な道づくりを進めます。

また、旧国鉄勝田線跡地を活用した緑道については、沿道に配置された憩いの場とともに適正に維持管理を行い良好な利用環境を維持します。

(3)公共交通ネットワークの形成

町民の日常生活に不可欠なJRや西鉄バスなどの交通手段に加え、町内福祉巡回バス（ハピネス号）を運行し、公共施設などへの移動の利便性向上に努めます。

また、JR宇美駅の周辺においては、鉄道とバスやタクシーなどの乗継利便性を高めるため、関係事業者と連携してさらなる機能充実に向けて取り組みます。

《関連する計画》

宇美町都市計画マスタープラン（平成27年3月）



ハピネス号

【課題】

○地域の特性に応じた、調和のとれた土地利用の促進が必要です。

将来的な人口動態や土地利用に関する需要を勘案し、JR 宇美駅周辺を中心地とした魅力ある市街地の形成や地域ごとの生活利便性向上に向け、地域の特性に応じた、調和のとれた土地利用の促進を図る必要があります。

【施策の方向】

JR 宇美駅周辺を中心地とした魅力ある市街地の形成や地域ごとの生活利便性向上に向け、地域の特性に応じた都市機能の立地誘導・集約化を行います。

【主要な取組】

(1)都市機能の立地誘導・集約化

中心市街地における魅力ある市街地の形成や地域ごとの生活利便性向上に向け、都市計画の変更なども視野に入れながら、各地域に応じた都市機能（保健・医療・福祉、教育、消費・金融、情報・娯楽・文化・スポーツ、交通・生活基盤など）の立地誘導・集約化を行います。

(2)中心市街地の機能充実

JR 宇美駅周辺については、中心市街地として町の玄関口にふさわしい魅力ある空間にするため、さらなる都市・生活環境の整備を推進していくとともに、超高齢社会に配慮した安全で快適な歩行空間を構築していきます。

(3)住居表示整備事業の実施

未実施区域の住居表示整備を推進します。また、実施区域の定期的な表示板などの調査、修繕、台帳整備を実施します。

《関連する計画》

宇美町都市計画マスタープラン（平成 27 年 3 月）



J R 宇美駅

【課題】

○災害に強い水道施設づくりが必要です。

安全で安心な水の安定供給のため、老朽化した設備の更新に合わせ災害にも強い水道施設づくりを進める必要があります。

○下水道普及のための取組が必要です。

公共用水域の水質保全を図るため、下水道の整備を行うと同時に水洗化の促進に取り組む必要があります。

【施策の方向】

安全で安心な水を安定して供給するため、老朽化した設備の更新や施設整備を行い、ゆとりある施設能力を確保するとともに、災害にも強い水道施設づくりに努めます。

また、公共下水道の普及率を向上させるとともに、水洗化の促進に努め、公共用水域の水質保全を図ります。

【主要な取組】

(1)水道施設などの計画的な更新

水道管路の老朽化に対応した計画的な更新と、水道施設の耐震化に努めます。

(2)上下水道事業の健全運営

上下水道事業の料金の適正化、事務事業の合理化、効率化や経費の節減などを進め、公営企業として事業の健全運営に努めます。

(3)下水道整備の推進

下水道計画区域内の未整備区域は、計画的な整備を実施します。

また、下水道整備済区域内は、公共下水道への接続を促進し、水洗化率の向上を図ります。

(4)上下水道に対する意識の高揚

上下水道事業にかかわる啓発活動に努めます。



障子岳浄水場



山の内浄水場

基本目標⑦ 自然と共生する魅力あふれるまち

恵まれた自然を守り、良好な生活環境を確保するため、引き続き、ごみやし尿を適正に処理するとともに、町民一人一人から事業者、行政に至るまで、環境美化、ごみを減らすための4R運動、公害に対する意識向上を目指した更なる啓発に取り組みます。

魅力的で安全に利用できる公園を整備・維持するため、遊具などの保安全管理を行うとともに、景観の良い緑地の保全に努めます。

町の歴史的・文化的資源を保存・活用し、町の魅力向上に努めます。

【成果指標】

指標名	基準値 (2017年度)	目標値 (2022年度)
自然と共生する魅力あふれるまちづくりが行われていると思う町民の割合	—	50.0%

【施策の体系】



【課題】

○リサイクルの推進などによる、更なるごみの減量化が必要です。

本町のごみのリサイクル率はとても高い状況にありますが、循環型社会の更なる推進に向け、町民一人一人から事業者、行政に至るまでリサイクルを推進するとともに、粗大ごみを含むすべてのごみについて、排出量の減量化を進める必要があります。

【施策の方向】

循環型社会の更なる推進に向け、ごみの排出抑制やリサイクル率の向上、し尿の適正処理、地球温暖化の防止などを推進します。

【主要な取組】

(1)ごみ収集・処理体制の充実

広域的な処理体制のもと、安定的で、かつ適正な廃棄物の処理体制と効率的な分別収集体制の充実に努めます。

(2)ごみ減量化・4R運動の推進

広報・ホームページなどによる啓発活動を充実させ、町民と事業者、行政の三者による4R運動をはじめとする自主的なごみの減量化と資源循環型ライフスタイルの推進を目指します。

(3)し尿の適正処理

し尿及び浄化槽汚泥については引き続き宇美町・志免町衛生施設組合において処理体系を確保し、適正に処理を行います。

(4)地球温暖化防止の推進

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、行政が自ら率先して公共施設の省資源・省エネルギー化に取組み、温室効果ガスの削減を推進するとともに、県の取組と連携した啓発活動などを通じて、町民や事業者などの自主的・積極的な取組を推進します。

《関連する計画》

一般廃棄物処理基本計画（平成28年3月）

《用語解説》

4R運動…リフューズ（Refuse：ごみの発生回避）、リデュース（Reduce：ごみの排出抑制）、リユース（Reuse：製品、部品の再利用）、リサイクル（Recycle：再資源化）の頭文字をとった運動。



宇美志免リサイクルセンター「エコル」

【課題】

○町民が魅力を感じている自然環境を保全するため、意識の向上を図ることが必要です。
多くの町民が魅力を感じている豊かな自然環境について、環境教育や自然環境を守る取組を促進し、自然環境や生物の保全を図る必要があります。また、自然に恵まれた魅力ある公園として、一本松公園（昭和の森）の利活用を進める必要があります。

【施策の方向】

自然環境を保全するための町民意識の向上を図るとともに、地域の交流・憩いの場、安全安心な子どもの遊び場及び災害時のオープンスペースを確保するため、身近な公園・緑地・水辺の維持管理の充実を図ります。

【主要な取組】

(1)自然環境の保全

本町の豊かな自然環境を保全するとともに景観の保全にも配慮します。

また、環境教育や関係団体と協力して実施する自然環境を守る取組などを通じて、意識の向上を図ります。

(2)身近な公園・緑地の維持管理

地域の交流・憩いの場や子どもの遊び場を確保するため、公園・緑地にある遊具の維持管理及び水辺、樹木の保全管理に努めます。

(3)一本松公園（昭和の森）の利活用

自然的資源に恵まれた魅力ある公園として利活用します。また、PR活動に努め、観光振興につなげます。



一本松公園（昭和の森）

【課題】

○地域や各種団体が行う自主的、主体的な環境美化活動を支援し、活動の活性化を促進することが必要です。

生活環境の保全・向上のためには、地域や各種団体の自主的、主体的な環境美化活動への支援を行うとともに、活動の活性化を促進する必要があります。

○空き家対策の推進が必要です。

少子高齢化の進展や既存の住宅・建築物の老朽化などに伴い増加している空き家の対策を推進し、放置されている状態の空き家が原因となる被害を防止する必要があります。

【施策の方向】

地域や各種団体が行う自主的、主体的な環境美化活動への支援や町民のモラルの向上に対する啓発を通じて、生活環境の向上を図ります。

また、空き家対策については、「宇美町空家等対策計画」に基づき、地域の実情に合わせ、総合的かつ計画的に実施します。

【主要な取組】

(1)環境美化活動の促進

美しいまちづくりと住みよい環境づくりを目指し、地域や各種団体が行う除草作業（ラブアースなど）や環境ボランティア活動を支援します。

(2)不法投棄の予防

地域や警察署と連携し、町内パトロールの実施やモラル向上に向けての啓発活動を継続して実施します。

(3)空き家対策の推進

空き家の実態を的確に把握し、宇美町空家等対策協議会の意見を取り入れながら、所有者などへの意識啓発や適切な管理に関する助言・指導による適正管理の促進、空き家バンクなどを活用した利用促進を図ります。

《関連する計画》

宇美町空家等対策計画（平成 29 年 11 月）



ラブアースの様子

【課題】

○文化財の保存と活用について、関係機関・団体、県、関連自治体などが連携した広域にわたる推進が必要です。

伝統芸能や郷土の歴史を次世代に継承していくためには、関係機関・団体、県、関連自治体などと連携して文化財の保存・活用に取り組む必要があるとともに、町民の地域文化への理解を深める活動などを進める必要があります。

【施策の方向】

文化財の保護を推進し、保存・活用については、関係機関・団体、県、関連自治体などと連携し、広域にわたる取組を推進します。

また、文化財の調査研究に努め、成果を文化財保護活動に活かします。

さらに、文化財保護に関する普及啓発活動や展示などを通じて町民の学習機会を充実させるとともに、地域文化への理解を深め、意識の高揚を図ります。

【主要な取組】

(1)文化財の保存

指定文化財の適正な維持管理及び保護に努めるとともに、その他の文化財や埋蔵文化財についても適切な保護を行い、必要に応じた調査研究を実施します。

伝統民俗芸能などの無形文化財については、保存団体を支援し、積極的にその保存・伝承に努めます。

(2)文化財の活用

文化財の活用については、地域文化の理解を深めるため、学校や地域への文化財保護啓発活動や展示など文化財に対する教育普及活動を実施し、町民の意識高揚を図ります。

また、歴史民俗資料館を拠点に文化財の情報を効果的に発信するとともに、資料館施設をふれあいの場、交流の場として活用します。

指定文化財について、関係機関・団体、県、関連自治体などとの連携により活用を図り、町民交流の促進、観光振興の推進に役立てます。

《関連する計画》

宇美町教育大綱

宇美町教育振興基本計画



国指定特別史跡 大野城跡の「百間石垣」

基本目標⑧ 個人を尊重し行政経営を進めるまち

町民一人一人の人権が尊重され、偏見や差別のない心豊かな、やさしさあふれるまちづくりの実現を目指し、人権教育・啓発、男女共同参画の取組を推進します。

弾力性のある健全な財政運営を行うため、行財政改革をさらに推進し、事務事業を効果的かつ効率的に実施します。

社会経済情勢の変化に対応できるよう、職員の意識改革、能力向上などに取組み、地方分権社会の担い手にふさわしい人材の育成を図ります。

社会資本の維持管理・更新などについては、現状を整理し、評価した上で適切な対応に努めます。

【成果指標】

指標名	基準値 (2017年度)	目標値 (2022年度)
審議会・委員会などにおける女性の登用率	19.1%	30.0%
経常収支比率	96.5%	92.0%以下
公共施設の更新問題（老朽化問題）の認知度	33.7%	50.0%

《用語解説》

経常収支比率…財政構造の弾力性を測定する指標。この比率が低いほど、普通建設事業等の臨時的経費に充当できる一般財源に余裕があり、財政構造が弾力性に富んでいることになる。

【施策の体系】

基本目標⑧

個人を尊重し行政経営を進めるまち

施策 8-1 人権尊重・男女共同参画の推進

- (1)人権政策の総合的推進
- (2)人権教育・啓発推進体制の充実
- (3)人権問題に関する相談体制の充実
- (4)男女共同参画に向けての意識づくり
- (5)男女が共に生きる環境づくり
- (6)自立した生き方づくりへの支援

施策 8-2 行政経営の推進

- (1)計画的な行政の推進
- (2)持続可能な財政基盤の確立
- (3)効果的・効率的な財政運営の確保
- (4)人材の育成
- (5)公共建築物の維持管理・更新・統廃合
- (6)広域行政の推進

【課題】

○差別や偏見のない社会を築くための総合的な取組が必要です。

「宇美町人権教育・啓発基本指針」に基づき、関係機関・団体と連携した差別や偏見のない社会を築くための取組を総合的に進める必要があります。

○男女が互いに人権を尊重し、「すべての人がいきいきと、誰もが輝けるまち」の実現に向けた意識づくりや環境づくりが必要です。

「男女共同参画うみプラン」に基づき、男女共同参画の視点に立った意識づくりや環境づくりを進める必要があります。

【施策の方向】

一人一人の人権が尊重され、人権の大切さを再認識するとともに、差別や偏見のない社会を築くための取組を総合的に進めます。

また、男女が互いに人権を尊重し、個性と能力を十分に発揮し、自分らしく輝いて暮らせる社会の実現に向け、「男女共同参画うみプラン」に基づき、意識づくりや環境づくりを進めます。

【主要な取組】

(1)人権政策の総合的推進

「宇美町人権教育・啓発基本指針」に基づき、人権施策を総合的に推進します。

(2)人権教育・啓発推進体制の充実

宇美町人権教育推進協議会をはじめ関係機関・団体と連携し、7月の「宇美町人権問題啓発強調月間」における人権問題啓発講演会や街頭啓発、各種月間の取組など、人権が尊重される教育及び啓発の推進体制の充実を図ります。

(3)人権問題に関する相談体制の充実

人権擁護委員、関係団体などと連携し、当事者の立場に立ったきめ細かな相談活動ができる体制を整え、問題の早期解決に向けた自立支援や人権擁護などの取組の充実を図ります。

(4)男女共同参画に向けての意識づくり

「男女共同参画うみプラン」に基づき、広報・啓発活動などを通じ、男女共同参画の視点に立った意識啓発を推進します。

また、学校・地域・家庭など、あらゆる機会をとらえて世代や社会環境などに応じた男女平等に関する教育活動を推進します。

さらに、男女間の暴力をはじめとする男女共同参画に関する町民の様々な悩みに応えるため、相談体制の充実を図ります。

(5)男女が共に生きる環境づくり

男女雇用機会均等法の遵守に向けた周知・啓発、職場における労働条件や環境の整備に向けた啓発などを行い、働く場での男女平等を促進するとともに、育児・介護休業制度の周知・活用促進をはじめ、子育てや介護のための社会支援の充実と職場などの環境整備の促進など、仕事と家庭生活の両立支援に努めます。

また、情報提供や活動支援などを通じ、地域活動における男女共同参画を促進します。

さらに、町の審議会及び委員会や各種団体の女性の積極的登用に関する取組の支援を行い、女性の登用率の向上を図り、政策・方針決定の場への男女共同参画を促進します。

(6)自立した生き方づくりへの支援

家庭や地域社会の中で一人一人が自立し、自分らしい生き方ができるよう、自立・能力開発の視点に立った学習機会や情報の提供に努めます。

《関連する計画》

宇美町人権教育・啓発基本指針（平成 25 年 3 月）

宇美町教育大綱

宇美町教育振興基本計画

第 3 次男女共同参画うみプラン（平成 30 年 4 月）



1 日人権擁護委員による啓発活動



男女共同参画啓発コーナー（町立図書館内）

【課題】

○財政状況の改善に向けた全庁的な取組が必要です。

扶助費の増大や公共施設などの老朽化に伴う維持補修費の増加などにより、今後見込まれる財源不足の解消を図るとともに、財政調整基金の取り崩しに依存しない、弾力性のある財政運営を実現するため、歳入・歳出全般にわたる財政状況の改善に向けた全庁的な取組（改革）が必要となっています。

○計画的な公共建築物の維持管理・更新・統廃合が必要です。

公共建築物の老朽化に伴い維持管理に多大な費用が生じており、これらの課題に対処するため、中長期的な視野に立って総合的・計画的な公共建築物の管理を推進し、施設の更新・統廃合などを計画的に行っていく必要があります。

【施策の方向】

町民に信頼され、町民のニーズに対応した行政経営を進めるため、その効率化に取り組むとともに行政サービスの向上に努めます。

また、宇美町財政改革推進プランに基づく財政状況の改善に取り組みます。

【主要な取組】

(1)計画的な行政の推進

総合計画に基づく政策・施策を計画的に実施するため、P D C Aサイクルによるマネジメントにより進捗管理を行います。

また、統一的な基準による財務書類を活用し、財政状況の分析・公表を積極的に行うとともに、事業効果や費用対効果などに応じて重要度や緊急性を総合的に勘案し、事業の重点化を図りながら、選択と集中による財政運営を行います。

(2)持続可能な財政基盤の確立

将来にわたる安定した行政サービスの提供及び持続可能な財政基盤を確立するため、本町の財政規模に見合った予算編成を行い、歳入・歳出の改革に取り組むとともに、国や県の補助金などの有効活用、新たな財源の確保、地方債残高の適正な管理を行うなど、弾力性のある財政運営を行います。

(3)効果的・効率的な財政運営の確保

新地方公会計に的確に対処し、財政状況の分析・公表を積極的に行うとともに、事業効果や費用対効果などに応じた重要度や緊急性を総合的に勘案し、事業の重点化・選別化を図りながら、選択と集中による財政運営を行います。

(4)人材の育成

人材育成基本方針のもと、職員一人一人が持つ能力を最大限に発揮できる人事制度の運用を行います。また、職員研修の充実を図り、プロ意識の自覚を促すとともに、職員個々の職務遂行能力の向上に努めます。

また、客観性及び透明性の高い人事評価制度を導入・運用し、職員の実績や努力に応えることでモチベーションを高め、組織としての総合力の向上を図り、地方分権時代の担い手にふさわしい人材の育成を図ります。

(5)公共建築物の維持管理・更新・統廃合

宇美町公共施設等総合管理計画で定めた4つの全体方針を達成するために策定する公共施設再配置計画に基づき、個々の公共建築物の更新・統廃合の時期を明らかにし、計画的に大規模改修による施設の長寿命化や統廃合を進めます。

(6)広域行政の推進

広域的な行政課題については、福岡都市圏 17 市町での連携をはじめ周辺市町と連携を強

化し、効率的な行政運営を図りながら解決に向けて取り組みます。

《関連する計画》

宇美町財政改革推進プラン（平成 29 年 3 月）

宇美町公共施設等総合管理計画（平成 29 年 3 月）

宇美町職員人材育成基本方針（平成 23 年 4 月）

《用語解説》

扶助費…社会保障制度の一環として、児童・高齢者・障がいのある人・生活困窮者などに対して国や地方公共団体が行う支援に要する経費。

財政調整基金…災害復旧、その他財源の不足を生じたときの財源を積み立てる基金。



宇美町役場庁舎



福岡都市圏飲酒運転撲滅キャンペーン

第3部 事業計画

1 事業計画の作成

後期実践計画によるまちづくりを推進していくための具体的な取組を示すものとして、主な事業内容を示した事業計画を毎年策定します。

事業計画の期間は3年間としていますが、社会情勢や財政状況を踏まえながら、ローリング方式（年度ごとに計画内容の修正や補完を行うこと）により毎年度見直しを行います。

【事業計画書（参考様式）】

基本目標						
施策						
【事業の内容】						
事業名				担当課等		
事業種別						
事業概要						
事業内容	2019					
	2020 (予定)					
	2021 (予定)					
【参考指標】						
指標名	現況値 (2018)	2019	2020	2021		
【事業費】						
予算科目	会計	款	項	目	事業	
主要な事業費の内容						
(単位：千円)						
年度	事業費	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
2019						
2020						
2021						
財源の名称						

2 事業計画の見直し

毎年、次年度の当初予算要求前に事業計画書の確認を行います。予算査定終了後に最終調整を行い、毎年4月末までに当該年度の事業計画を公表します。

附属資料

【附属資料 1】 前期実践計画の事業の進捗・達成状況

総 括

基本目標	達成率	目標 指標	目標達成状況		
			A	B	C
①共働による活力あるまち	60.0%	5	3	—	2
②安全に暮らせるまち	45.5%	11	5	3	3
③人にやさしく、健やかに暮らせるまち	26.9%	26	7	9	10
④次代の担い手を育み、自己実現を進めるまち	81.5%	27	22	1	4
⑤産業の振興で活気を生むまち	54.5%	11	6	2	3
⑥住みやすい環境づくりを進めるまち	55.6%	9	5	4	—
⑦自然と共生する魅力あふれるまち	100%	4	4	—	—
⑧個人を尊重し行政経営を進めるまち	50.0%	6	3	2	1
合計	55.6%	99	55	21	23

A…平成 30 年度までの目標達成が見込まれる項目

B…平成 30 年度までの目標達成が困難な項目（C を除く）

C…平成 25 年度の実績値を下回っており、平成 30 年度の目標達成が困難な項目

基本目標① 共働による活力あるまち

【目標指標の達成状況】

施策名	指標名	単位	基準値 (H25)	現状値 (H29)	目標値 (H30)	目標達成状況		
						A	B	C
1-1 共働の推進	ボランティア団体登録数	団体	26	45	39	○		
	個人ボランティア登録数	人	31	20	47			○
	町ホームページアクセス件数	件	196,962	349,080	250,000	○		
1-2 地域コミュニティの育成	自治会加入率	%	82.2	80.5	85.0			○
	小学校区を範囲とする地域コミュニティ組織の数	校区	0	5	5	○		

基本目標② 安全に暮らせるまち

【目標指標の達成状況】

施策名	指標名	単位	基準値 (H25)	現状値 (H29)	目標値 (H30)	目標達成状況		
						A	B	C
2-1 防災対策の充実	災害時の避難路・避難場所を知っている人の割合	%	66.7	75.6	70.0	○		
	防災気象情報システム登録者数	人	342	728	540	○		
	避難行動要支援者登録者数	人	56	983	1,000		○	
	消防団員数	人	178	170	197			○
	防火・防災訓練に参加した人の割合	%	10.2	4.2	20.0			○
2-2 交通安全・防犯の充実	交通事故発生件数	件/年	190	155	170	○		
	防犯活動・パトロール活動に参加している人の割合	%	15.8	15.1	20.0			○
2-3 消費者対策の充実	広報誌への情報提供数	件/年	12	12	12	○		
	消費者からの相談件数（町内居住者）	件/年	78	157	78	○		
	出前講座の開催回数	回/年	3	3	7		○	
	消費者講座を開催した中学校の数	校/年	-	1	3		○	

基本目標③ 人にやさしく、健やかに暮らせるまち

【目標指標の達成状況】

施策名	指標名	単位	基準値 (H25)	現状値 (H29)	目標値 (H30)	目標達成状況		
						A	B	C
3-1 地域福祉の充実	地域福祉活動に参加している人の割合	%	18.9	12.1	20.8			○
	いきいきサロンの開催地区	地区	20	22	25		○	
	社会福祉協議会の賛助会員数	人	1,254	1,589	1,300	○		
3-2 高齢者福祉の充実	高齢者便利帳の配布率	%	-	41.9	70.0		○	
	予防教室（運動機能）改善率	%	76.1	70.0	80.0			○
	高齢者人口からみた要介護認定者の割合	%	15.0	13.2	15.0	○		
	総人口に占める認知症キャラバンメイト、サポーターの割合	%	0.4	2.7	2.5	○		
	老人クラブ数	クラブ	23	19	25			○
	徘徊高齢者捜索協力登録者数	人	-	458	500	○		
3-3 障がいのある人の福祉の充実	自立支援給付費及び地域生活支援給付費の支給件数	件/年	4,763	6,100	6,658		○	
	相談支援事業における相談支援件数	件/年	894	1,255	2,108		○	
	訓練等給付費（自立訓練・就労移行支援・グループホーム入居）の支給件数	件/年	677	1,467	3,917		○	
	町内障害者支援施設の災害時行動方針の作成支援	事業所	1	1	6		○	
3-4 町民の健康づくりの推進	特定健診 受診率	%	34.9	36.7	50		○	
	特定保健指導の実施率	%	62.9	55.2	70			○
	胃がん検診 受診率	%	14.7	13.6	50			○
	子宮頸がん検診 受診率	%	25.3	23.8	50			○
	乳がん検診 受診率	%	30.0	28.3	50			○
	大腸がん検診 受診率	%	21.2	19.7	50			○
	肺がん検診 受診率	%	18.3	19.7	50		○	
	乳幼児健診（4か月） 受診率	%	96.8	95.8	100			○
	乳幼児健診（4か月） 把握率	%	100	100	100	○		
	乳幼児健診（1歳6か月） 受診率	%	97.0	95.3	100			○
	乳幼児健診（1歳6か月） 把握率	%	100	100	100	○		
こんにちは赤ちゃん訪問事業 訪問率	%	94.4	96.2	100		○		
こんにちは赤ちゃん訪問事業 把握率	%	100	100	100	○			

基本目標④ 次代の担い手を育み、自己実現を進めるまち

【目標指標の達成状況】

施策名	指標名	単位	基準値 (H25)	現状値 (H29)	目標値 (H30)	目標達成状況		
						A	B	C
4-1 子育て支援の充実	保育所入所定員児童数 3歳未満児 3歳以上児	人/日	236 364	342 526	323 482	○ ○		
	学童保育入所定員児童数	箇所 人	5小学校区9箇所 430	5小学校区10箇所 500	5小学校区9箇所 470	○		
	子育て支援センター「ゆうゆう」利用人数	人/年	6,571	6,653	7,000	○		
	ファミリー・サポート・センター会員数	人/年	175	231	200	○		
	要保護児童対策地域協議会（実務者会議）の開催回数	回/年	10	12	12	○		
	各種講座の開催回数	回/年	16	23	18	○		
4-2 学校教育の充実	「わかる・できる授業づくり」「子どもの主体的な学習づくり」「交流活動が活発な授業づくり」などを 目指して、日々、授業改善を推進する学校数	校	—	8	8	○		
	挨拶指導、清掃指導、立腰教育や傾聴教育をはじめ とする学習規律などの徹底を行っている学校数	校	—	8	8	○		
	学校関係者評価をもとにしたアクションプランを、保護者や地域に示している学校数	校	8	8	8	○		
	保護者、地域住民が自由に学校の様子を参観できる 「オープン・スクール」の実施回数（各校最低回数）	回/年	3	3	3	○		
	「学校施設評価」の実施回数 小中学校 教育委員会	回/年	10.9 1	12 1	12 1	○		
	月1回、「いじめに関するアンケート調査」を実施し、結 果をもとにきめ細やかな個別指導・対応をしている学校数	校	8	8	8	○		
4-3 生涯学習の推進	住民一人当たりの貸出点数	点/年	7.2	6.3	8.2			○
	生涯学習関係機関（まなびの森コア ゾーン）が実施する講座の参加者数	人	1,937	1,994	2,010		○	
4-4 青少年の健全育成	ふみの里まなびの森フェスタ（子ども体験 学習及び少年少女の主張大会）の来場者数	人	920	784	970			○
	町内店舗立入調査回数	回/年	2	2	2	○		
4-5 スポーツ活動の推進	「宇美町少年の翼」「扶餘サピ 少年団」交流事業の参加者数	人	11	18	20	○		
	町民スポーツ大会参加者数	人	2,147	1,630	2,200	○		
	スポーツ施設利用者数	人/年	256,570	253,962	265,000	○		
4-6 芸術・文化活動の推進	スポーツ事業参加者数	人/年	118	54	150	○		
	芸術文化関係事業の出演者数	人	1,027	912	1,050			○
4-7 読書活動の推進	芸術文化関係事業の参加者数	人	5,132	5,139	5,200	○		
	図書蔵書冊数	冊	134,887	149,267	150,000	○		
	レファレンス利用件数	件/年	1,936	3,361	2,000	○		
	子ども（18歳以下）の貸出点数	点/年	62,477	56,515	70,000			○
	読書ボランティアと共働で開催 する「おはなし会」などの回数	回/年	24	49	48	○		

基本目標⑤ 産業の振興で活気を生むまち

【目標指標の達成状況】

施策名	指標名	単位	基準値 (H25)	現状値 (H29)	目標値 (H30)	目標達成状況		
						A	B	C
5-1 商工業・サービス業の振興	商工会が実施する各種セミナーの情報発信件数	件/年	0	2	12		○	
	セーフティーネット申請件数	件/年	34	2	34			○
	県へ工場団地情報の提供回数	回/年	1	1	1	○		
5-2 農林業の振興	農地の利用集積率（農地利用集積面積/水田面積）	%	18.9	19.4	22.0		○	
	農業体験などの開催回数	回	1	1	1	○		
	間伐等森林整備面積	ha	12	43.65	15	○		
	木工工作などの開催回数	回	1	1	1	○		
5-3 観光の振興	昭和の森山開き入山者数	人	2,274	138	3,000			○
	学習型観光施設数	施設	-	0	3			○
	観光入込客数	千人/年	899	1,115	1,000	○		
	福岡都市圏周遊ルートの設定数	ルート	-	2	1	○		

基本目標⑥ 住みやすい環境づくりを進めるまち

【目標指標の達成状況】

施策名	指標名	単位	基準値 (H25)	現状値 (H29)	目標値 (H30)	目標達成状況		
						A	B	C
6-1 道路・交通網の充実	都市計画道路志免宇美線（第二工区）に係る進捗率	%	-	4.1	44.4		○	
	町道管理者の瑕疵に起因する町道事故発生件数	件	0	0	0	○		
6-2 都市機能の集約	都市計画マスタープランにおける土地利用の見直し面積（都市計画区域内）	ha	-	45.5	2,159		○	
	住居表示実施率	%	84.0	88.0	88.0	○		
6-3 上・下水道の整備	上水道配水管更新率	%	74.7	75.1	79.0		○	
	企業債残高（上水）	百万円	1,524	1,122	1,013	○		
	地方債残高（下水）	百万円	8,207	7,363	6,396		○	
	公共下水道普及率	%	86.3	86.9	86.6	○		
	下水道整備面積	ha	644	658.1	651.5	○		

基本目標⑦ 自然と共生する魅力あふれるまち

【目標指標の達成状況】

施策名	指標名	単位	基準値 (H25)	現状値 (H29)	目標値 (H30)	目標達成状況		
						A	B	C
7-1 循環型社会形成の推進	もえるごみ収集量	t/年	7,681.7	7,584.6	7,662	○		
7-2 自然環境と公園・緑地・水辺の保全	公園施設・遊具に起因する事故件数	件/年	-	0	0	○		
7-3 文化財の保存と活用	町指定文化財の指定件数	件	6	7	8	○		
	文化財活用事業の参加者数	人/年	130	172	200	○		

基本目標⑧ 個人を尊重し行政経営を進めるまち

【目標指標の達成状況】

施策名	指標名	単位	基準値 (H25)	現状値 (H29)	目標値 (H30)	目標達成状況		
						A	B	C
8-1 人権尊重・男女共同参画の推進	宇美町人権問題啓発講演会の参加者数	人	206	280	330		○	
	審議会、委員会などにおける女性の登用率	%	11.5	19.1	30.0		○	
8-2 行政経営の推進	経常収支比率	%	93.4	96.5	92.9			○
	基金残高（財政調整基金＋減債基金）	億円	7.4	11.9	8.5	○		
	町税現年課税分収納率（収納額/調定額）	%	98.1	98.6	98.4	○		
	職員に対する庁内研修の実施回数	回/年	3	3	3	○		

【附属資料2】町民意識調査から見たまちづくりへの評価

後期実践計画の策定にあたっては、町民の意見を計画に反映させるため、平成29年7月に町民1,000名を対象として町民意識調査を実施しその分析を行いました。

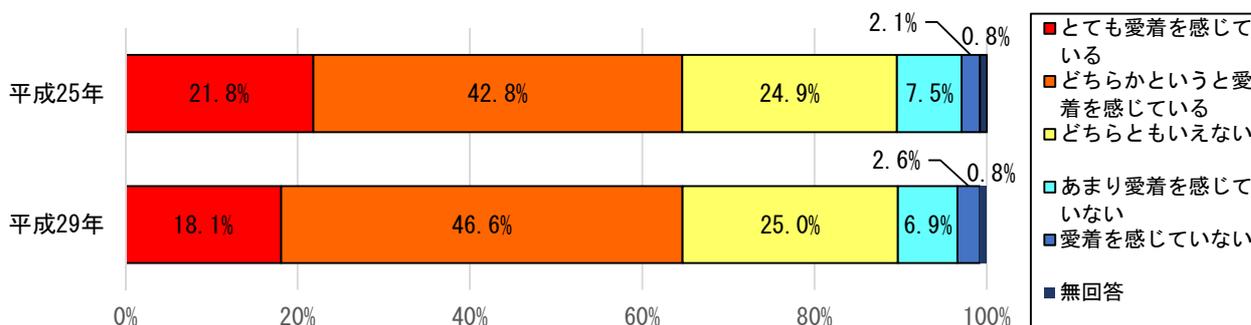
なお、小数点第2位を四捨五入しているため、必ずしも合計が100%にならない場合があります。

【回答者の属性】

年齢	総数		男性		女性		不明	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
18～29歳	52	10.5%	16	3.2%	36	7.3%	—	—
30～39歳	55	11.1%	23	4.6%	32	6.5%	—	—
40～49歳	82	16.5%	36	7.3%	46	9.3%	—	—
50～59歳	91	18.3%	35	7.1%	56	11.3%	—	—
60～69歳	140	28.2%	65	13.1%	75	15.1%	—	—
70歳以上	74	14.9%	39	7.9%	35	7.1%	—	—
不明	2	0.4%	1	0.2%	—	—	1	0.2%
計	496	100%	215	43.3%	280	56.5%	1	0.2%

【町に対する愛着度】

宇美町に対する愛着度については、平成29年は「とても愛着を感じている」「どちらかというとな愛着を感じている」との回答が64.7%となっており、平成25年と比較してほぼ同じ割合となっています。



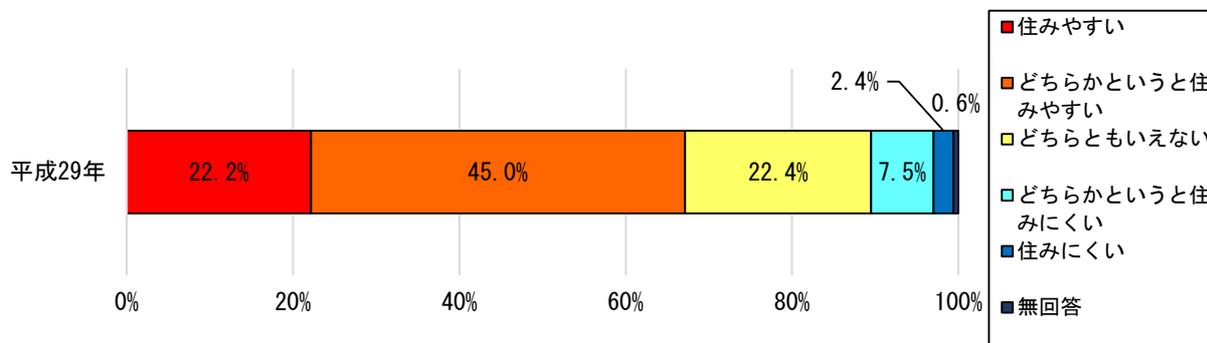
【町の魅力】

宇美町の魅力について選択式(3項目まで選択可能)で御回答いただいたところ、平成29年は上位から「自然環境が豊かである(64.7%)」「買い物の便が良い(27.2%)」「上水道・下水道やごみ処理施設などの生活環境施設が整っている(23.0%)」「史跡や文化財が豊かである(21.4%)」「交通の便が良い(19.4%)」の5項目が上位を占めました。なお、「人情味や地域の連帯感がある」についても15.3%となっており、平成25年調査を上回る割合になっています。

順位	平成29年	平成25年
1	自然環境が豊かである (64.7%)	自然環境が豊かである (63.8%)
2	買い物の便が良い (27.2%)	生活環境施設が整っている (28.1%)
3	生活環境施設が整っている (23.0%)	買い物の便が良い (26.2%)
4	史跡や文化財が豊かである (21.4%)	交通の便が良い (18.7%)
5	交通の便が良い (19.4%)	人情味や地域の連帯感がある (14.3%)

【町の住みやすさ】

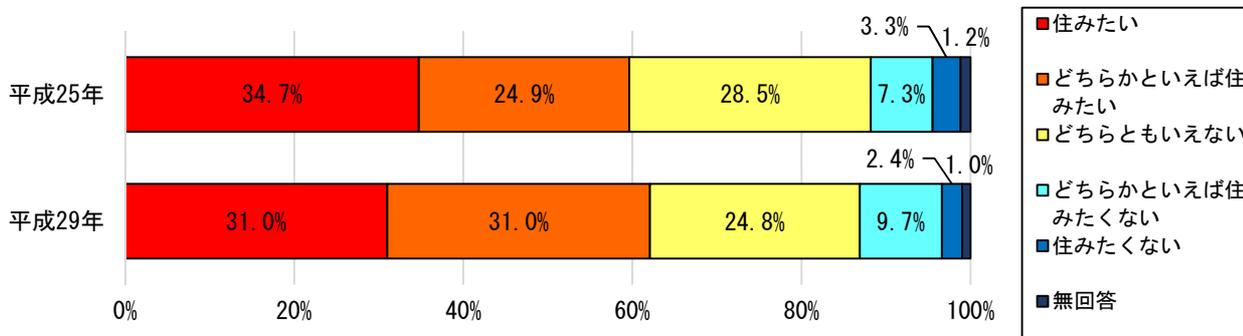
平成 29 年度調査において新たに「宇美町が住みやすいまちだと思いますか」という設問をしたところ、「住みやすい」「どちらかという住みやすい」との回答が 67.2%となりました。



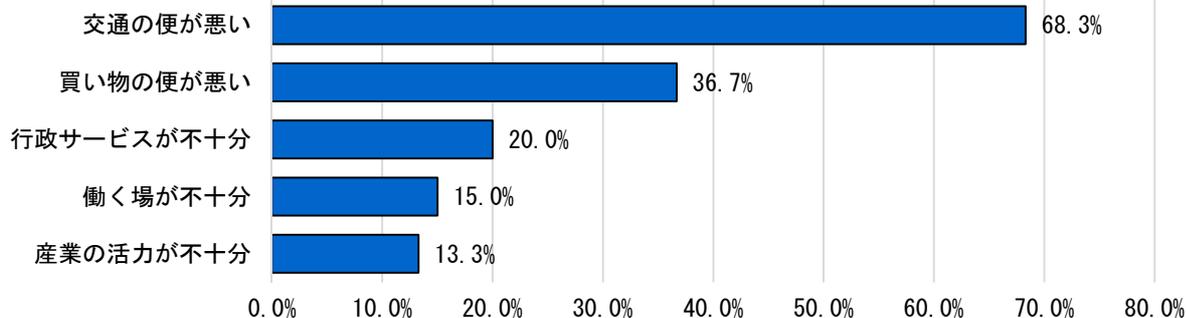
【今後の定住意向】

宇美町へのこれからの定住意向については、平成 29 年は「住みたい」「どちらかといえば住みたい」と回答した方が 62.0%となっており、平成 25 年と比較して 2.4 ポイント増加しています。

なお、「住みたくない」「どちらかといえば住みたくない」と回答した方は 12.1%（平成 25 年と比較して 1.5 ポイント増加）となっており、主な理由（3 項目まで選択可能）としては、上位から「交通の便が悪い（68.3%）」「買い物の便が悪い（36.7%）」「行政サービスが不十分（20.0%）」となっています。



宇美町に住みたくない主な理由（H29 上位5位）



【まちの施策に対する満足度・重要度】

現状のまちづくりに関して、全 27 の基本施策ごとに満足度と重要度を調査しました。

※評価点（満足度・重要度）の算出方法

5段階の評定にそれぞれ点数を与え、加重平均により算出しています。

$$\text{評価点} = \left(\begin{array}{l} \text{「満足している」「重視している」の回答者数} \times 10 \text{点} \\ + \\ \text{「どちらかといえば満足している」「やや重視している」の回答者数} \times 5 \text{点} \\ + \\ \text{「どちらともいえない」の回答者数} \times 0 \text{点} \\ + \\ \text{「どちらかといえば不満である」「あまり重視していない」の回答者数} \times -5 \text{点} \\ + \\ \text{「不満である」「重視していない」の回答者数} \times -10 \text{点} \end{array} \right) \div \begin{array}{l} \text{それぞれの項目の回答者数} \\ \text{（無回答を除いた回答者数）} \end{array}$$

(1)満足度

最も満足度が高い項目は「施策 7-1 循環型社会形成の推進」となりました。

一方、最も満足度が低い項目は「施策 6-1 道路・交通網の充実」となっています。

ベスト 5			ワースト 5		
順位	基本施策	点数	順位	基本施策	点数
1 位	施策 7-1 循環型社会形成の推進	2.58	27 位	施策 6-1 道路・交通網の充実	-1.21
2 位	施策 6-3 上・下水道の整備	1.71	26 位	施策 5-1 商工業・サービス業の振興	-1.13
3 位	施策 4-7 読書活動の推進	1.47	25 位	施策 5-3 観光の振興	-1.09
4 位	施策 3-4 町民の健康づくりの推進	1.38	24 位	施策 6-2 都市機能の集約	-0.79
5 位	施策 7-2 自然環境と公園・緑地・水辺の保全	1.29	23 位	施策 5-2 農林業の振興	-0.57

(2)重要度

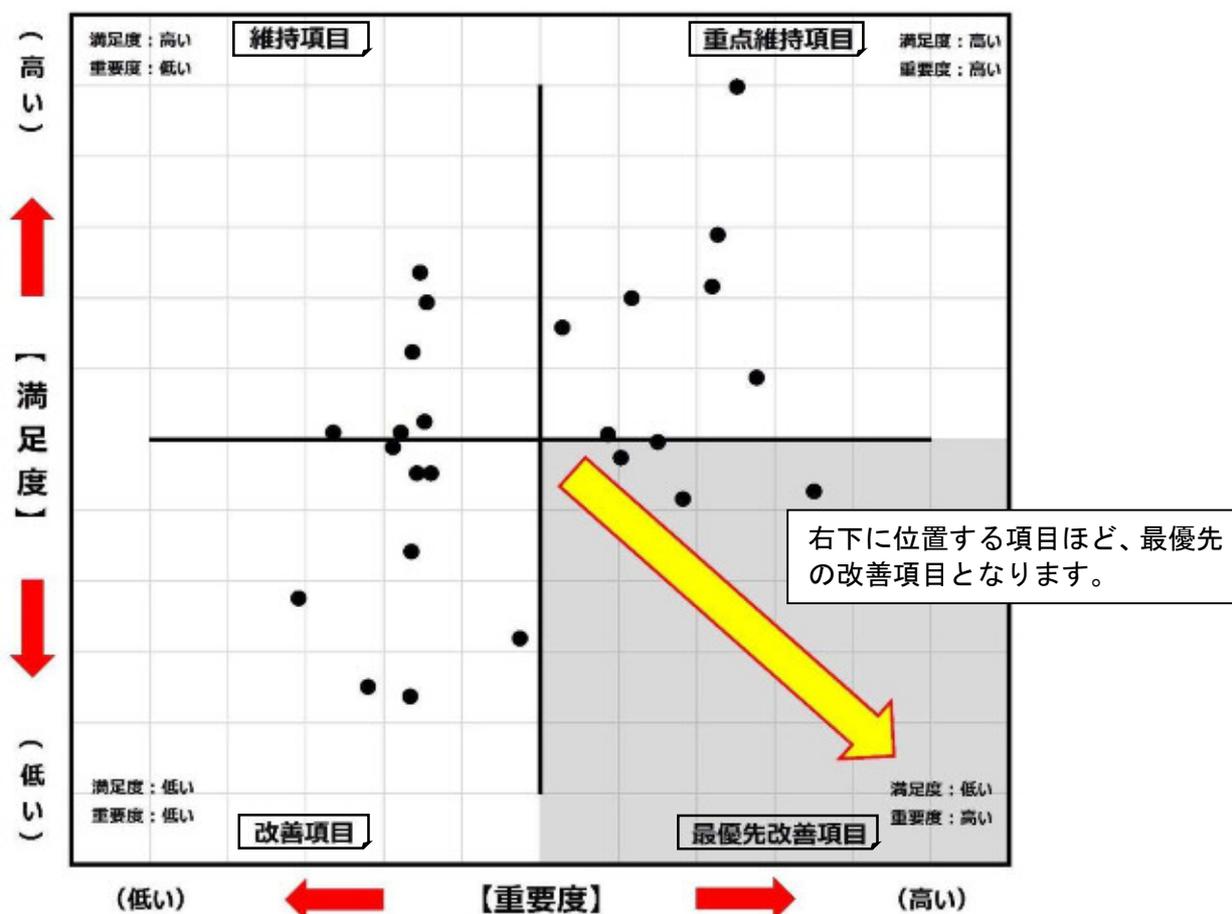
最も重要度が高い項目は「施策 6-1 道路交通網の充実」となりました。
一方、最も重要度が低い項目は「施策 5-2 農林業の振興」となっています。

ベスト 5			ワースト 5		
順位	基本施策	点数	順位	基本施策	点数
1 位	施策 6-1 道路・交通網の充実	5.69	27 位	施策 5-2 農林業の振興	1.82
2 位	施策 2-2 交通安全・防犯の充実	5.50	26 位	施策 4-6 芸術・文化活動の推進	2.10
3 位	施策 2-1 防災対策の充実	5.13	25 位	施策 5-3 観光の振興	2.36
4 位	施策 7-1 循環型社会形成の推進	4.99	24 位	施策 1-1 共働の推進	2.56
5 位	施策 6-3 上・下水道の整備	4.87	23 位	施策 8-1 人権尊重・男女共同参画の推進	2.61

【まちづくりの重点改善分野】

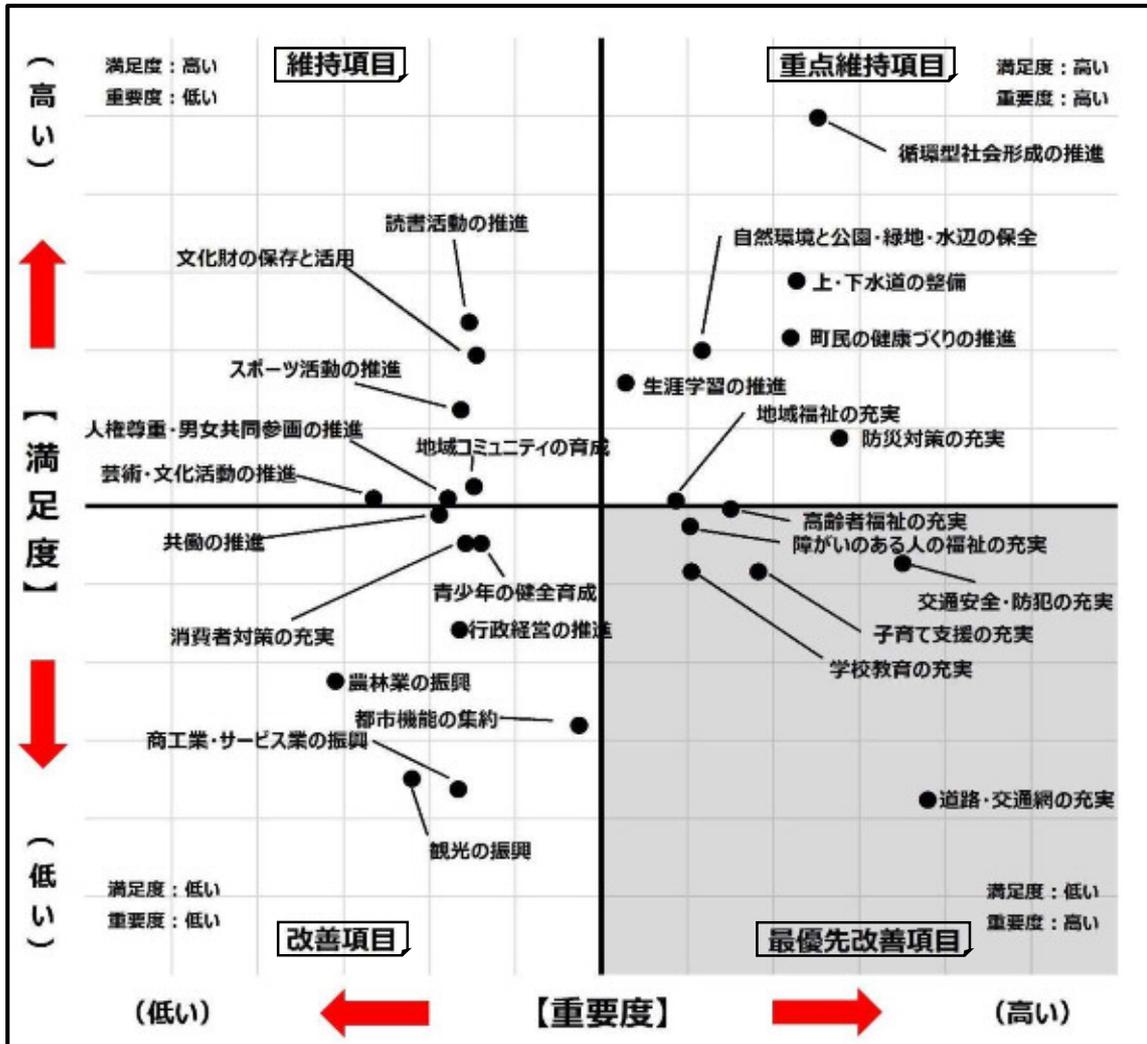
まちの施策に対する満足度と重要度の偏差値を散布図に落とし込んだグラフは次のようになりました。

※グラフの見方



維持項目（維持していくことが必要）	
施策 1-2	地域コミュニティの育成
施策 4-5	スポーツ活動の推進
施策 4-6	芸術・文化活動の推進
施策 4-7	読書活動の推進
施策 7-3	文化財の保存と活用
施策 8-1	人権尊重・男女共同参画の推進

重点維持項目（強みとして維持強化すべき）	
施策 2-1	防災対策の充実
施策 3-1	地域福祉の充実
施策 3-4	町民の健康づくりの推進
施策 4-3	生涯学習の推進
施策 6-3	上・下水道の整備
施策 7-1	循環型社会形成の推進
施策 7-2	自然環境と公園・緑地・水辺の保全



改善項目（満足度を高めていくことが必要）	
施策 1-1	共働きの推進
施策 2-3	消費者対策の充実
施策 4-4	青少年の健全育成
施策 5-1	商工業・サービス業の振興
施策 5-2	農林業の振興
施策 5-3	観光の振興
施策 6-2	都市機能の集約
施策 8-2	行政経営の推進

最優先改善項目（最優先に改善すべき）	
施策 2-2	交通安全・防犯の充実
施策 3-2	高齢者福祉の充実
施策 3-3	障がいのある人の福祉の充実
施策 4-1	子育て支援の充実
施策 4-2	学校教育の充実
施策 6-1	道路・交通網の充実

満足度と重要度の平均値を境界として4つの領域に分けてみると、重要と感じているが満足度が低い『最優先改善項目（グラフの網掛けの部分）』に「道路・交通網の充実」「交通安全・防犯の充実」「子育て支援の充実」「学校教育の充実」などの6項目があがっています。

【附属資料3】後期実践計画の策定過程

期日	内容
平成 29 年 4 月 26 日	政策経営会議 ・ 第 6 次宇美町総合計画後期実践計画策定要領（案）について
平成 29 年 5 月 15 日	第 1 回第 6 次宇美町総合計画後期実践計画策定委員会 ・ 第 6 次宇美町総合計画後期実践計画の策定について
平成 29 年 7 月	まちづくりに関する町民意識調査の実施 ・ 18 歳以上の町民 1,000 人 ・ 回収数 496
平成 29 年 10 月 30 日	第 2 回第 6 次宇美町総合計画後期実践計画策定委員会 ・ 第 6 次宇美町総合計画後期実践計画の策定方針について
平成 30 年 4 月 26 日	第 1 回宇美町総合計画審議会 ・ 委嘱状交付 ・ 会長及び副会長選出 ・ 諮問 ・ 策定体制及びスケジュール説明
平成 30 年 6 月 22 日	第 2 回宇美町総合計画審議会 ・ 第 6 次宇美町総合計画前期実践計画の総括について ・ 第 6 次宇美町総合計画後期実践計画の施策の展開について
平成 30 年 7 月 31 日	第 3 回宇美町総合計画審議会 ・ 第 6 次宇美町総合計画後期実践計画（素案）について ※基本目標①から基本目標④について審議
平成 30 年 8 月 23 日	第 4 回宇美町総合計画審議会 ・ 第 6 次宇美町総合計画後期実践計画（素案）について ※基本目標⑤から基本目標⑧について審議 ・ 成果指標の設定について
平成 30 年 9 月 25 日	第 3 回第 6 次宇美町総合計画後期実践計画策定委員会 ・ 後期実践計画の審議経過等について ・ パブリックコメントの実施について ・ 策定委員会における今後の検討内容について
平成 30 年 10 月 1 日～ 10 月 19 日	第 6 次宇美町総合計画後期実践計画（素案）に対する意見募集 ・ 提出数 1 件
平成 30 年 11 月 8 日	第 5 回宇美町総合計画審議会 ・ 第 6 次宇美町総合計画後期実践計画（素案）に係る意見公募手続（パブリックコメント）の報告について ・ 第 6 次宇美町総合計画後期実践計画（素案）の修正案について ・ 第 6 次宇美町総合計画後期実践計画の答申について
平成 30 年 11 月 12 日	第 6 次宇美町総合計画後期実践計画について（答申）

【附属資料4】宇美町総合計画審議会

(1)宇美町総合計画審議会規則

○宇美町総合計画審議会規則(昭和45年3月25日規則第1号)

(趣旨)

第1条この規則は、宇美町附属機関に関する条例(昭和45年宇美町条例第2号)第3条の規定に基づき、宇美町総合計画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条審議会は、町長の諮問に応じて、宇美町総合計画に関する事項について、必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第3条審議会は、委員13人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める人数以内で町長が委嘱する。

- (1) 宇美町議会議員5人
- (2) 宇美町教育委員会の委員1人
- (3) 宇美町農業委員会の委員1人
- (4) 識見を有する者6人

(委員の任期)

第4条委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する所掌事務が終了する日までとする。

(臨時委員)

第5条審議会に、特別の事項を検討させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、町長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する検討が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第6条審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条審議会の庶務は、政策経営課で処理する。

(補則)

第9条この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和46年3月24日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和53年8月29日規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和55年4月1日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和59年3月31日規則第9号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和 59 年 6 月 1 日から適用する。

附 則(平成 5 年 1 月 29 日規則第 19 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 8 年 3 月 1 日規則第 6 号)

この規則は、平成 8 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年 5 月 13 日規則第 11 号)

この規則は、公布の日から施行し、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 15 年 7 月 1 日規則第 18 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 18 年 4 月 1 日規則第 18 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 20 年 10 月 31 日規則第 11 号)

この規則は、平成 20 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 7 月 1 日規則第 6 号)

この規則は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 6 月 10 日規則第 6 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 27 年 7 月 31 日規則第 14 号)

この規則は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

(2)宇美町総合計画審議会委員名簿

(敬称略)

役職	氏名	所属・役職	区分
会長	安川 博	前宇美町長	識見を有する者
副会長	古賀 ひろ子	宇美町議会 議長	宇美町議会議員
委員	南里 正秀	宇美町議会 副議長	宇美町議会議員
委員	小林 征男	宇美町議会 総務建設常任委員長	宇美町議会議員
委員	飛賀 貴夫	宇美町議会 厚生文教常任委員長	宇美町議会議員
委員	丸山 康夫	宇美町議会 議会広報常任委員長	宇美町議会議員
委員	金子 辰美	宇美町教育委員会 教育委員	宇美町教育委員会の委員
委員	加藤 貞二郎	宇美町農業委員会 副会長	宇美町農業委員会の委員
委員	合屋 昭輝	宇美町商工会 会長	識見を有する者
委員	太田 猛	宇美町自治会長会 会長	識見を有する者
委員	吉留 節子	宇美町連合婦人会 会長	識見を有する者
委員	川上 利香	NPO法人 宇美こども子育てネット う～みん 代表理事	識見を有する者
委員	百田 拓美	宇美町消防団 団長	識見を有する者

(3)諮問

30 宇政第 66 号

平成 30 年 4 月 26 日

宇美町総合計画審議会会長 様

宇美町長 木原



第 6 次宇美町総合計画後期実践計画の策定について（諮問）

宇美町総合計画審議会規則（昭和 45 年宇美町規則第 1 号）第 2 条の規定に基づき、第 6 次宇美町総合計画後期実践計画の策定について、貴審議会に意見を求めます。

(4)答申

平成 30 年 11 月 12 日

宇美町長 木 原 忠 殿

宇美町総合計画審議会
会長 安 川 博



第 6 次宇美町総合計画後期実践計画について（答申）

平成 30 年 4 月 26 日に貴職から諮問がありました第 6 次宇美町総合計画後期実践計画（案）について、本審議会において慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

記

第 6 次宇美町総合計画後期実践計画（案）は、適切かつ妥当と認められましたので、別冊のとおり決定することが適当です。

なお、本計画（案）の推進にあたっては、以下の点についてご配慮をお願いします。

- 1 審議の過程における委員の意見・要望については、計画に即した事業を実施する際に十分に尊重し、町の将来像の実現に向け着実に進んでいくこと。
- 2 計画の進捗状況を適切に管理し、町民にわかりやすく公表を行い、町民視点の行政運営に努めること。
- 3 町の将来像の実現に向け、町民と地域、行政が一体となって共働のまちづくりに取り組むこと。

第 6 次宇美町総合計画 後期実践計画

平成 31 年 3 月発行

発 行 宇美町
〒811-2192 福岡県糟屋郡宇美町宇美五丁目 1 番 1 号

編 集 宇美町政策経営課
☎092-934-2247 FAX092-933-7512
E-mail:seikei@town.umi.lg.jp

見つめようこの百年、
うみ出そう次の百年。



宇美町は2020年10月20日に町制施行100周年を迎えます。

